

# 令和3年第2回(3月)佐渡市議会定例会会議録(第1号)

令和3年3月2日(火曜日)

## 議事日程(第1号)

令和3年3月2日(火)午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 教育行政方針演説
- 第7 議案第4号から議案第47号まで
- 第8 令和2年請願第11号、令和2年陳情第13号、陳情第1号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(21名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

## 欠席議員(なし)

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	渡邊尚人君	総合政策監	日坂仁君

會計管理者計 課(兼會長)	小	路	昭	君	總務課長 (兼選委員會 事務局長)	中	川	宏	君		
防災管財長 課	磯	部	伸	浩	君	稅務課長	甲	斐	由紀夫	君	
企画課長	猪	股	雄	司	君	財政課長	平	山	榮	祐	君
市民生活長 市課	齊	藤	昌	彦	君	社会福祉長	市	橋	法	子	君
子ども若者長 子課	大	屋	広	幸	君	高齡福祉長	吉	川		明	君
環境対策長 課	計	良	朋	尚	君	世界遺産長	下	谷		徹	君
地域振興長 地課	岩	崎	洋	昭	君	交通政策長	十	二	毅	志	君
農林水産長 課	本	間	賢	一郎	君	農業政策長	金	子		聡	君
觀光振興長 課	祝		雅	之	君	建設課長	清	水	正	人	君
上下水道長 上課	宮	城		徹	君	教育總務長	坂	田	和	三	君
学校教補育佐 課長	土	屋	一	裕	君	社会教育長	市	橋	秀	紀	君
消防長	羽	二生	正	博	君	兩津病院長	伊	藤	浩	二	君
監査委員長 事務局長	加	藤	留	美子	君	農業委員會長	北	嶋	富	夫	君

事務局職員出席者

事務局長	山	本	雅	明	君	事務局次長	本	間	智	子	君
議事調査係	梅	本	五	輪	生	君	岩	崎	一	秀	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回（3月）佐渡市議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今期定例会の会議録署名議員は、1番、平田和太龍君及び3番、林純一君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長、近藤和義君。  
〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕
- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る2月26日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果についてご報告します。  
会期につきましては、本日から3月22日までの21日間とします。  
会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。  
本日は、諸般の報告、行政報告、施政方針演説並びに教育行政方針演説、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。本会議散会后、各派代表者会議を開催します。  
3月3日及び4日は、先議案件に係る常任委員会の審査であります。4日は、午後3時を目途に先議案件に係る常任委員会の報告書の配付、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。  
5日は代表質問を行います。2会派から通告があります。代表質問終了後は、先議案件に係る常任委員長の報告並びに採決を行います。なお、散会后、航路問題特別委員会を開催します。  
8日から11日までが一般質問であります。質問者は14人です。なお、11日の一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は、旧両津地区公民館解体工事請負契約の締結であります。当該議案書は9日に議場に配付します。  
11日は、本会議散会后に航路問題特別委員会を開催します。  
12日から18日までの間が常任委員会の審査であります。  
18日は、午後4時を目途に航路問題特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑の受付の後、午後5時を目途に議会運営委員会を開催します。  
19日は、午後1時30分から議会広報特別委員会を開催します。また、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。  
22日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。  
報告は以上であります。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から3月22日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は21日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、おはようございます。令和3年第2回（3月）佐渡市議会定例会に当たりまして、昨年第9回（12月）佐渡市議会定例会後の報告案件についてご報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。報告第1号から報告第5号までについては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、12月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、新型コロナウイルスについて。この冬、全国的に感染が拡大したため、首都圏、関西圏を中心として1都2府7県に緊急事態宣言が発令されました。現在、宣言が解除された府県もありますが、首都圏では解除されていない状況でございます。また、新潟県も独自に警報を発令し、注意喚起を行っているところでございます。

佐渡市においては、1月7日に感染者が2名発生し、その後は感染者の確認はされておりませんが、市民の皆様には感染拡大が見られる他都道府県との往来はさらに慎重に判断し、極力控える、警報期間中はふだん顔を合わせない人との飲み会、食事は極力控える、飲酒を伴う会合等では感染防止対策を徹底するといった3点につきまして、特に慎重な行動をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の指導の下、都道府県及び市町村が協力し合って実施するもので、市では感染蔓延を予防するため、日本国内で新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に速やかに接種を開始できるよう、2月1日にプロジェクトチームを発足し、接種計画の整備を進

めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長引くことが想定されることから、子育て世帯や生活支援を必要とする世帯への対策として1万円分の子育て・暮らし応援券を発行するため、2月10日水曜日を締切りとして申込みを受け付け、対象である1万3,100件のうち約1万1,900件、91%の方からお申込みをいただきました。各地区において未提出の方に再勧奨のご連絡をさせていただき、周知徹底に取り組んだところでございます。応援券の利用は、3月10日水曜日、佐渡の日から5月31日月曜日までで、3月10日からご指定の郵便局で引換えができます。明日3月3日水曜日から引換券について順次発送いたします。なお、1月2日以降に生まれた子供に対する申込みは、出生届提出の際などにご案内し、随時受け付けております。

2、あつまれどうぶつの森について。昨年12月10日、人気ゲームソフト、あつまれどうぶつの森内にさどが島を公開しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、遠方への旅行になかなか行けない中でも気軽に佐渡市の観光名所や町並みなどをリモートでお楽しみいただけるという思いから作成をいたしましたところでございます。多くのメディアに取り上げていただき、情報発信として非常に大きな効果があったと考えております。

3、若手職員の政策提案事業について。若手職員の意見を市の政策に反映させるとともに、職員の政策立案能力を向上させることを目的に、若手職員による政策提案事業を実施いたしました。この取組は、市の重点施策と位置づけている福祉、健康医療、地域づくり、産業観光、教育、この5つのテーマについて、若手職員5人が1グループに分かれ、1か月半政策を検討し、12月24日に成果発表を行ったものでございます。当日は、基調講演のためご来島いただきました森富山市長からも政策提案の採点をお願いし、審査の結果、教育グループの佐渡株式会社～あつまれ子どもたちの島～、福祉グループの農業と福祉のいい連携、この2つを優秀提案に決定いたしました。この2件については、今後具体的に必要な予算、また事業スキーム等を精査しながら事業化をしていきたいと考えております。

4、ふるさとCM大賞について。新潟テレビ21、新潟県、市町村振興協会で構成しているふるさとCM大賞実行委員会が主催する第1回ふるさとCM大賞において、佐渡市が出品した作品が準グランプリを受賞いたしました。この取組は、新潟県内の各市町村が地域の活性化のために地元愛あふれるまちの魅力を30秒に盛り込んだCMを制作し、グランプリを競うもので、第1回目の今回は24市町村からエントリーがありました。佐渡市が応募した作品は、安心・安全・おもいやりの島「佐渡」というタイトルで、コロナ禍で訪れる人も迎え入れる人もお互いを思いやれる島であるために、マスクの着用、距離の確保の対策など様々な立場から趣向を凝らして表現をしておるところでございます。このCM動画は、1月から8月の期間で50本放送される予定となっております。また、佐渡市の公式YouTubeチャンネルでも配信しておりますので、ぜひ御覧いただきたいと考えております。

5番目、佐渡ビジネスコンテストについてでございます。2月13日、日本全国から優秀なベンチャー企業を誘致するため、佐渡ビジネスコンテストを開催いたしました。コンテストには11事業者から応募があり、コンテスト当日は一次審査を通過した5事業者からプレゼンテーションを行っていただきました。島内外10人の審査委員による審査により、グランプリに釣り人向けのスマホアプリサービスの提供を事業提案したS I I G株式会社を選出いたしました。また、入賞企業2社も選出いたしました。3社に対して、

市では国の地域社会維持推進交付金と連動した助成を行うほか、市が整備するインキュベーションセンターへの入居支援など独自の支援も行っています。今後も起業成功率ナンバーワンの島を目指し、取り組んでまいります。

6、市民との意見交換会について。佐渡は、全国に先駆けて急激に少子高齢化が進むとともに、市町村合併時から特に周辺地域の過疎化が課題となっていることから、これからの地域づくりについて、市民の皆様と意見交換を行っております。この意見交換会については、新型コロナウイルス感染症対策を確実にしながら、市民の皆様からのご要望を幅広く、深くお聞かせいただきたいと考えていることから、これまでの旧10市町村各1か所での開催とせず、各地域、集落単位など、各地域の特性に合わせて対象を細分化して開催しております。これまでに畑野地区、新穂地区、佐和田地区、相川地区、金井地区の5地区を回らせていただきました。両津地区と羽茂地区は一部地域となりますが、開催をし、各会場で貴重なご意見をいただいたところでございます。できるだけ早く島内全部を回りたいと考えております。

7、副市長の佐渡汽船取締役就任について。先般、佐渡汽船から発表がありましたが、3月25日に伊貝副市長が佐渡汽船の外部取締役として就任する予定です。佐渡汽船の外部取締役につきましても、民間の方から就任いただくことも検討してまいりましたが、市として多額の増資を行った後であること、また経営の再建、公共交通機関としての役割の明確化などが今後必要になると考えております。そういうことから、市の責任ある立場の者がしっかりと佐渡汽船の経営状況のチェックを行い、サービス向上に向けて市の代弁者としての提言を行うべきと考え、副市長が就任する予定となったところでございます。

8、佐渡の子供たちの活躍について。佐渡の子供たちが大いに活躍しておりますので、ご報告をさせていただきます。少年野球では、小学6年生の選抜チームが昨年11月に行われた新潟県大会で優勝し、3月26日からの全国大会に出場いたします。バドミントンでは、1月に行われた全国大会で小学6年生の児童が優勝いたしました。お米の食味コンクールでは、小学5年生が出品したコシヒカリが特別優秀賞を受賞いたしました。また、佐渡スポーツ協会の表彰式においても、高校生、そして中学生の陸上において全国大会に参加して優秀な成績を収めております。いずれも大変な快挙であると考えております。市としても、頑張っている子供たちを応援していきたいと考えているところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許しますが、2月22日、議員全員協議会におきまして報告し、質疑をいただいた案件以外のものについての質疑を受けます。それにつきましては、副市長の佐渡汽船外部取締役就任についてということでありますので、これについての質疑を受けます。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今議長はやれというふうに言ったように聞こえたものですから、あえてやる予定はしていなかったのですが、やることにします。

新聞報道でも出ていますが、3億6,000万円の行政支援を行うときに産業建設常任委員会で審査をして、5つの意見がついています。もちろん執行部は、この議会の意見やいろいろなことに縛られるべきものではないというのは承知はしておりますが、何を言いたいかというと、つまりこの間の経営の在り方が問題だったので、そこを打診すべきではないかというのが議会のおおむねの意向で、例えば2番目には経営陣

の責任を明確にすること、そして5番目には同社の経営の立て直しの人材登用という、中身についてはこういう2つの提言をしているのですが、今日いただいた処理状況の中にも少しは出ているのですけれども、その辺の部分は一体どうだったのか。新聞報道によりますと、小川会長は責任を取って辞任しますみたい過去に言っていましたが、代表権のない取締役相談役になると。新聞報道によると、同社は年齢と定期的な役員の異動と、この間の云々ということは一切言っていないわけなのだけれども、この辺は一体どうなって、どういうふうに見たらよろしいですか。もちろん副市長はまだ正式には就任はしていないようですが、先ほど市長が言った佐渡市の立場でという、やっぱりこの間の経営の在り方もしっかり抜本的に変えるという意味でいくと、先ほど産業建設常任委員会がつけた2つの意見から見ても、私は妥当な意見かなと思っているのですが、その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 経営責任の問題につきましては、先般の佐渡汽船の会長がおいでになったときも一定程度のめどがついた後でというお話もあったと記憶しておるところでございます。そういう意味で、あかねの売却の問題も含めながら、今我々が話をしている3そう目のカーフェリーの問題も含めながら今議論しておるところでございますので、その議論の中で一定の経営責任というのをしっかり出していくのも大事だとは思っております。そういう部分で、現場サイドとして総合政策監を中心にしっかりと議論をしていく。そして、副市長のほうで外部取締役として経営の本体を見ながら進めていくという中で判断をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 意見に対する処理状況の報告では、佐渡汽船の人材登用については取締役を、副市長を出しましたということなのだけれども、今までも役に立ったか立たないかは別で副市長が出ているわけです。それも駄目だというのがあったのだけれども、この辺は今までの違いは何かあるのかということと、もう一つ新聞報道だけでいいますと、小川会長はあかねの売却問題をめぐって、その背後には経営問題があるのだけれども、めぐって責任取ったのだけれども、あかねがどうなるかってまだ決まっていなわけだね。売れるかどうか、補助金返すかどうか。というあたりはどうなのか。議会が言いたいのは、あかね導入も含めたこの間のしっかりした検証の下で経営の在り方をやっぱり変えていかないと駄目でしょうということを議会は言っているのです。そういう意味では、私は議会の言っていることはまんざら外れてもいないかなと思うのだけれども、結果的にまた前と同じ副市長を出して、前よりはいい副市長だと思いますが、その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） この間の支援の体制の議論の中から私どもが申し上げているのは、単純に支援をするだけではなくて、今回から総合政策監を中心にしっかりと現場サイドの議論で経営状況を定期的に確認していきますというところが1点大きく変わっていると思っております。また、以前と経営状況、また今ご指摘のあかねの問題、これを今後どうしていくかということも含めまして、全く状況が違う形でございますので、今回につきましては経営再建、そして公共交通機関としての役割、この2点をしっかりと協議で

きる、また意見交換できる体制ということで考えております。そういう中で、今後の責任の取り方も含めまして、佐渡汽船のほうもいろいろなことを考えておると思っておりますので、その中の一つの協議として考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今の部分と関連してくるのですけれども、自分の一般質問のところではやれというような意見もあるかと思いますが、少し確認までなのですけれども、前任の副市長も外部取締役で経営に参画していたわけなのですけれども、実際問題そこで得られた実績、何をやり遂げたかというところが全くもって不透明です。早い話がこういうような形で経営を再建するために経営に参画したとしても、あまり変わらないのではないかなという気がしております。先ほどもその違いをどうするかというところがあつたのですけれども、前任の方はどういった実績を残されたのかというのを聞きたいのがまず1点。

あと、2つ目なのですけれども、2月26日のときにインターネットのメディアのほうの報道で、小川会長が取締役の相談役になるというところと副市長が社外取締役になるというところが報道に出ておりました。なのですけれども、小川会長はあかねの導入の判断の責任を取って辞めるというような発言をされて、その辞めるというのは代表取締役会長を辞めることを指すのか、それとも今は臨時的に代表権のない取締役の相談役になって、その後、これらの問題が落ち着いたら本当にその席もろとも辞任する、退職するという、そういう話なのでしょうか。そこら辺が見えないので、その部分について何か株主としてお聞きしているようでしたらお答えいただきたいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 前副市長の取締役の成果ということでございますが、それは当然佐渡市の現状を取締役会で発言していくということが1点でございますし、取締役会の状況等もお話をいただいておりますのでございます。ただ、大きな違いは、今株式に3億6,000万円株式投資をして、再建をしなければいけない現状が昨年度全く変わっているということでございますので、その中でしっかりと議論をしていくべきということで、総合政策監を中心とした改善の中で議論をしていくチームと取締役として経営のほうを見ていく副市長という形の2段階構えで進めていきたいと考えておるところでございます。

佐渡汽船の役員人事に私がどうということはないのですが、先般の議員全員協議会のところのお話では、やはり一定の形がつくまでは在任するというような意向で議員全員協議会ではお話しされたというふうにご考えておるところでございます。まだあかねの問題も含めて整理がついていない状況でございますので、その中で会長の進退等は私自身は全く今関与しておる状態ではございません。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 引き続いて、佐渡汽船のことでお聞きしたいと思えます。

3億円余りの出資金で第2位の株主になったわけですが、佐渡汽船に対しては上場会社ということで情報の開示が一定程度制限されておまして、市民の知りたいことというのがなかなか伝わってこないというもどかしさもあります。今回もいろいろなことの交渉事でも一定のところでは情報のところはストップするというところですが、ただ、それを担っている交通政策課ですが、この間も航路問題特別委員会のところでもお話があつたのですが、どうも交通政策課の今の陣容だとなかなか佐渡汽船との交渉、それを出され

る資料の分析、そしてそれをどうそしゃくしてこちらに伝えるかということについては、なかなか荷が重いというような印象を受けました。この後3月、人事異動もございますので、補強するつもりはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 交通政策課の話ではなくて、私自身は組織人事で1つの問題のために365日仕事があるかどうか、その判断をした上で増員を判断しております。そういう点で考えますので、通常一時期と違いますか、1つの項目で忙しい場合はプロジェクトチームを組むなり、様々な形がございますので、横軸連携を取りながら専門的な仕事もできるという体制で考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 施政方針演説

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和3年度施政方針を申し述べさせていただきます。

#### はじめに

今議会に提出いたしました令和3年度当初予算案及び諸議案のご審議をお願いするにあたり、所信の一端を申し述べさせていただきます。

議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨年から全世界を脅かした新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、日本国内にも大きな影響を与えました。私が市長に就任してからの約1年、国や県の事業と組み合わせて感染予防や経済対策、安全安心な暮らしへの支援を続けてまいりました。

菅内閣総理大臣は、施政方針演説において、「一人ひとりが力を最大限発揮し、互いに支え、助け合える『安心』と『希望』に満ちた社会を実現する。こうした社会の実現には、何よりも国民の信頼が不可欠だ。」と述べられた上で、新型コロナウイルスを一刻も早く収束させるためには、速やかなワクチン接種が対策の決め手と位置づけております。

本市は、特に高齢者の割合が高く、医療人材が少ない現状のため、本年2月1日付けでワクチン接種に関わるプロジェクトチームを発足し、円滑な接種体制に向け準備を進めているところでございます。

現下の新型コロナウイルス感染症の拡大は、離島である本市においても、市民の皆様のご暮らしや観光をはじめとする様々な産業に大きな影響を与えております。全国的には、現在も収束が見通せない状況ではありますが、国や県など関係機関と連携し、一日も早く全ての市民の皆様がワクチンを接種することで、

安心な暮らしを取り戻していただきたいと考えております。一方、感染拡大防止のためには、基本的な「手洗い・消毒・マスク」や「三密回避」といった平素の行動が最重要となります。市民の皆様におかれましても、引き続き「新しい生活様式」を実践いただきますようお願い申し上げます。また、経済対策については、観光の再生と相まって地域経済がV字回復となるシナリオを目指し、国や県の施策なども注視し、全力で取り組んでまいります。

さて、新年度の予算編成にあたり、人口減少対策を本市の最重要課題と位置づけ、人口減少がもたらす少子化、過疎化、地域コミュニティの消滅、ライフラインの維持管理、経済の低迷、防災力の衰退などの対策に徹底して取り組んでいかなければなりません。日本の将来の課題を先行している本市は、まさに日本の課題先進地であると考えており、国や県と連携しこの課題を解決することが、佐渡の未来づくりのみならず日本のモデルにもなり得る重要な挑戦になると考えております。

そのためにも、私が政策として掲げた6つの柱である「市民の意見を市政に反映する島づくり」、「産業振興と雇用が充実した島づくり」、「防災・減災で安全安心な島づくり」、「子どもから高齢者まで市民が夢や希望のもてる島づくり」、「医療・介護・福祉が充実した島づくり」、「教育と文化の島づくり」を中心に、令和3年度は「地域づくりの拠点化」、「定住促進・企業誘致の推進」、「地域防災の向上」、「子育て支援」、「日本一の健康寿命」を重点施策として取り組んでまいります。

一方、佐渡金銀山の世界遺産登録につきましては、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、残念ながら国内推薦の選定が見送られましたが、本年は国内推薦をいただける最大のチャンスと捉えており、国内候補選定に向けてあらゆる取組を進めてまいります。

また、世界に誇れる「トキと共生する豊かな里山」を後世に引き継ぐためにも、世界農業遺産認定10周年にあたる本年を「自然共生型社会の実現に向けた挑戦の元年」と位置づけ、安全な農産物ブランドや食育を通じた交流の拡大、再生可能エネルギーの推進、SDGs未来都市、地域循環共生圏にも挑戦し、日本が誇る持続可能な、課題解決先進市となる島づくりを目指し取り組んでまいります。

それでは、私が掲げた6つの柱を中心に所見を述べさせていただきます。

## 1 市民の意見を市政に反映する島づくり

本市では、過疎、高齢化などによる地域の衰退が今後さらに加速するものと思われまます。

このような状況下において、地域の元気づくりには、市民の声をしっかり市政に反映する仕組みが必要となります。これまで以上に地域に出向き、地域の声を的確に聞く体制を整えるとともに、誰もが気軽に意見交換できる地域づくりの拠点として、支所・行政サービスセンターの機能拡充を図ります。

そのためにも、地域おこし協力隊や市職員OBに加え、市外の企業や大学・研究機関などの外部人材の専門知識も取り入れながら、地域の賑やかさを取り戻すための取組を一步ずつ進めてまいります。

私自身も昨年より市内の各集落を対象としてタウンミーティングを実施する中で、様々な意見もいただいております。今後も積極的な意見交換に取り組んでまいります。

## 2 産業振興と雇用が充実した島づくり

人口減少そのものを問題にするのではなく、人口減少に伴い拡大する地域課題の解決に取り組んでいかなければなりません。特に、市内総生産の低下は経済への打撃はもちろん、雇用の減少、生産年齢人口の減少などに大きな影響を与えます。

このため、生産年齢人口の増加に向け、新たな企業支援や多様な人材が活躍できる仕組みの構築、企業の事業拡大、商品の高付加価値化などを推進し、雇用の創出・拡大を図り、持続可能な産業を目指さなければならないと考えております。

この度、令和3年度より移住交流推進課を新設する条例案を上程し、国の交付金などを最大限活用しつつ、新たな雇用の創出、設備投資、研究開発、人材確保など、佐渡で起業する若者への支援を行うとともに、ビジネスコンテストの開催やインキュベーションセンターなど企業の受入態勢を整備してまいります。

さらには、移住定住の受入れの拡大と定着を目指すために、一定期間島の暮らしを体験するお試し住宅の増設や空き家の改修整備など、UIターン者が島での生活を気軽に体験できる仕組みの拡大や、小さな負担で移住できるよう受入態勢の整備を進めてまいります。

「佐渡で暮らす、働く」を一体的に整備することにより、「起業の島」、「移住定住の島」として多様な人材が安心して活躍できる島を目指してまいります。

農業につきましては、人口減少に加え、食生活の多様化により、米の消費量減少や農産物の価格低迷が続き、農業者の所得確保が厳しい状況となっております。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の拡大など、持続可能な体制づくりに向けて、担い手の確保や自立への支援が急務となっております。

このため、生産コストの低減を図るため、集落営農化、大規模化、複合化など地域の特色に合わせた体制づくりを推進し、法人設立や機械・施設に対する費用の支援に加え、経営計画の作成支援など自立に向けたモデル事業の構築を進めるとともに、ICT技術を活用したスマート農業の開発を進めるなど、里山と共生する自然再生型農業から持続可能な農業への育成を目指してまいります。

また、新規就農者や新たな担い手の確保を目指し、研修園地を造成し、実習から定着に向けてしっかりとサポートしてまいります。

さらに、農業の高付加価値化・持続可能な体制を支える上で、農畜産物のブランド化・地産地消の推進も重要と考えております。このため、認証米「朱鷺と暮らす郷」のブランド力を維持するとともに、おけさ柿やビオレソリエス、佐渡牛などについても、世界農業遺産やジオパーク、生物多様性など「佐渡島」という特徴を活かしたブランドの構築を目指します。また、「トキと共生する豊かな里山」のブランド力向上のためにも安全で安心なオーガニックのモデル事業を行うとともに、都市の子どもたちをはじめ、消費者と連携した食育にも積極的に取り組んでまいります。

佐渡の水産物は品質が良いとされていながら、知名度が低くブランド化には繋がっていない現状もあり、新規就業者や担い手の確保が課題となっております。

このため、高価格で取引されるようブランド化の推進と天候や時価に左右されない安定供給に向けた取組を実施してまいります。

安定した供給体制につきましては、価格が予測できる真ガキ、マス、海藻類などの養殖漁業の拡大や、新たにナマコやウニなどの試験養殖にも漁業者と連携し、積極的に取り組んでまいります。

様々な海産物の魅力を全国に向け発信するとともに、佐渡市水産業雇用促進センターを最大限に活用し、起業を目指す方への支援のほか、漁業経営体への就業者の確保に向けて取り組んでまいります。

林業につきましては、各事業体の主伐間伐などによる素材生産量が増加傾向にありますが、高性能林業

機械や乾燥・加工設備導入が遅れており、品質の均一化や安定供給、佐渡産材のブランド化による販売促進などが課題となっております。また、高齢化、人員不足なども顕著であり、事業体の育成やUIターン者なども含めた人材確保が急務であります。

このことから、機械化による生産力向上や、コスト削減による経営体質の強化などと併せて、国の森林環境譲与税を活用し佐渡の自然の基礎でもある森林の整備や事業体の人材育成を図ってまいります。また、木質バイオマスを用いた再生可能エネルギーの導入の可能性など、木材の利活用についても民間と連携し、検討を進めてまいります。

観光につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が大幅に減少しており、その支援策として大きく期待されていた国の「GoToトラベルキャンペーン」が昨年12月28日より一時停止となるなど、日本全体の観光業界をはじめとするサービス業や交通関連事業者が大きな打撃を受けている現状ではありますが、ワクチン接種など感染症の収束に向けた対策を注視し、ウィズコロナでの事業展開を進めながら、アフターコロナに備えた施策を展開しなければなりません。

まずは、昨年の10月、11月に効果を挙げた「GoToトラベルキャンペーン」の再開にあわせた取組や、国の交付金などの支援策を活用するなど受入態勢の強化を図り、加えて、安心安全をアピールする佐渡独自のクリーン認証制度を前面に打ち出すことにより、観光産業のV字回復を目指すと共に、島の自然を活用したスポーツツーリズム、島の生活とともに息づく文化財を活用した文化ツーリズム、ワーケーションなどの新たなニーズの拡大を積極的に展開し滞在型観光の推進を図り、多様なお客様の受入態勢の整備を進めてまいります。

さらに、佐渡アイランドサポーター「さどまる倶楽部」制度を、交流人口拡大の中核的ツールとし、さどまる倶楽部会員限定のだっちゃんコインを地域通貨としてリニューアルを図り、滞在期間の延長とあわせ、市内の観光と他産業との連携や経済波及効果を高めてまいります。

また、本年4月から本格稼働する佐渡産直ネット「さどまるしえ」が佐渡産品購入の拠点サイトとなるよう、多様な佐渡産品を出品するとともに、さどまる倶楽部、だっちゃんコインの連携により、市民、観光客も含めた関係人口の構築の拠点サイトとなるような仕組みづくりも令和3年度から進めてまいります。

産業の振興と雇用の確保、さらに観光の活性化に必要なキーワードは「佐渡航路の安定化と空路の確保」であると考えております。

佐渡航路につきましては、離島である本市にとっては生命線であり佐渡汽船株式会社の経営安定化は欠かすことができません。

しかしながら、同社は昨年の決算において債務超過に陥ったことから、公共交通機関として安定的な航路を維持確保するため、行政支援として約3億6千万円を出資いたしました。

これにより、主要株主となった本市は、同社の経営改善の取組状況を定期的にモニタリングし、航路維持に向けた対策を新潟県や対岸市と連携して取り組むとともに、引き続きカーフェリーなどの就航船舶の確保を真摯に検討し、冬場の安定的な輸送体制を維持できるよう努めてまいります。

また、空路につきましては、既存の佐渡空港で就航予定の新会社の動向も見据えて、佐渡と首都圏を結ぶ直行便の実現を目指すとともに、空港2,000メートル化に向けた用地交渉に、引き続き真摯に取り組んでまいります。

市内の生活交通につきましては、地域情勢の変化や輸送実態に応じた公共交通サービスを維持するため、バス路線網の改善とデマンド交通など地域の高齢化や小規模な輸送需要に対応した地域内交通の体制整備と、自動運転の取組に向けた研究など、民間企業と連携を進めてまいります。

### 3 防災・減災で安全安心な島づくり

昨今の異常気象により、災害は激甚化、頻発化しています。我々の想定をはるかに超え、いつ、どのような形で襲ってくるかわかりません。離島である本市にとって、防災対策の強化は急務であります。

予測不能な災害の発生に対し、日頃から市民の防災・減災に対する自助・共助などの意識の向上や地域での防災訓練など、地域防災力の向上に努めるとともに、市民が安全に避難できるように港湾、空港などのハード整備も必要となります。

まず、地域防災力の向上につきましては、小・中学生を対象にした防災教育の推進と、地域における助け合いを推進する自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、港湾、空港、主要幹線道路などのハード整備につきましては、災害時の応急対策活動を円滑に行うための港湾や、臨時ヘリポートも含む空港など、輸送関連施設の耐震化や物資集積拠点を結ぶ道路網の整備などについて、国や県と協力し推進してまいります。

特に、玄関口である両津港につきましては、防災力の強化を図るため老朽化した施設の再編など、県と連携し国への要望に取り組んでいます。

また、災害時における情報収集や国、県なども含めた災害対策本部を瞬時に立ち上げ指揮命令を行うために、既存の庁舎を活用しながら、災害時に拠点となりうる庁舎の整備を進めてまいります。

### 4 子どもから高齢者まで市民が夢や希望のもてる島づくり

本市の課題である人口減少対策を進めるためには、そこに暮らす子どもから高齢者までが生き生きと楽しく、希望がもてる環境を作る必要があると考えております。

また、このような夢や希望の持てる魅力ある島は、全国から選ばれ、UIターンの増加にもつながると確信しております。子育てにやさしく、そして高齢者も含めた全ての市民が生き生きと暮らせるよう、子育て支援の充実や日本一を目指す健康寿命の延伸に加え、社会教育活動やスポーツ・文化の体験など、生涯学習の拡充が必要だと考えております。

子育て支援につきましては、本年の2月に小学生以下のお子様を持つ保護者を対象に実施した「佐渡市子育て世代WEBアンケート」では、理想の子どもの数は3人という結果が出ております。安心して生み育てるための環境整備として、出産給付金制度や第三子目以降への支援を新設し、若者定住支援策とも組み合わせ実施してまいります。

また、雨天荒天時の屋内での子どもの遊戯場所となる子育て支援拠点の拡充について検討を進めるとともに、子どものスポーツや文化活動を支援し、安心して生み育てが出来るよう取り組んでまいります。

その上で、保育園と家庭、企業、子育て支援制度など、働きながら子育てできる環境を企業と協議しながら体制の整備についても検討してまいります。

日本一を目指す健康寿命の延伸につきましては、農林水産業や観光業などの人手が不足している産業間において、高齢者が元気に活躍できるよう、関係団体などと連携し検討を進めるとともに、観光や文化、歴史、自然などの豊かな環境を活かした学びの場の提供や、温泉などを活用した健康づくりへの支援など、

元気に活躍できる高齢者への支援を進めてまいります。

障がい者支援につきましては、能力や特性に応じた日常生活又は社会生活を営むことができるよう、人材育成と確保対策を拡充するほか、施設の老朽化に伴う改修などの必要なサービスの提供体制の確保にも取り組んでまいります。

障がい者雇用につきましては、民間企業などに障がいへの理解を深めてもらうことを目的として、交流イベントや、農福連携による社会参画など関係機関と連携し促進してまいります。

#### 5 医療・介護・福祉が充実した島づくり

高齢化率が高く、離島である本市においては、医療・介護・福祉が連携し、地域医療を守っていくことが重要であると考えております。

将来にわたり持続可能な医療供給体制を構築するためには、中核医療機関である佐渡総合病院を中心に、各医療機関の役割分担をより明確にし、連携をさらに強化しなければなりません。

このため、両津病院の新築を計画どおり進めるとともに、民営化を視野に入れた特別養護老人ホームの整備を進めてまいります。

また、令和3年度に医療対策課を新設し、人材確保や遠隔医療の体制整備などの方針と併せて、佐渡市医療構想の見直しなども含めた、地域医療の将来像の検討を進めてまいります。

#### 6 教育と文化の島づくり

教育については、佐渡の宝である子どもたちが将来に希望を抱き、郷土を愛し、誇り高く成長することが、佐渡に賑やかさを取り戻す第一歩であり、そのための教育がとても重要であると考えております。

このため、幼少期から佐渡を知る取組や中学生が実施する課題解決型職場体験など、「郷土愛を軸としたキャリア教育」を実践することで、ふるさとに誇りをもち、世界に羽ばたくことのできる子どもたちの育成に全力で取り組んでまいります。

また、成長後は佐渡に戻る人、戻れなくても佐渡を支援していただける人、支援できなくても佐渡を思い発信していただける人など、佐渡出身の子どもたちが関係人口を巻き込み、佐渡を支える人材となる教育にも取り組んでまいります。

さらには、市内の学校と地域の様々な団体が一体となり、多様な教育に取り組めるよう「佐渡教育コンソーシアム」を設立し、小・中学校や高等学校、中等教育学校など、それぞれの特色の見える化を図り、市外から学生を呼び込む島留学の体制づくりや、子どもたちが佐渡の未来づくりへ参画できる取組などを始めてまいります。

ジュニアスポーツにつきましては、大変喜ばしい報告がございます。昨年11月に開催された「第13回新潟県六年生選抜交流野球大会」ではオール佐渡が優勝し、全国大会に出場することになりました。また、本年1月に開催された「日本小学生バドミントンフェスティバルINくまがや」では、男子シングルス6年生以下の部で金井小学校の児童が優勝するなど輝かしい成績を収めております。

また、佐渡高等学校のバレー部もすばらしい活躍をみせており、佐渡の子どもたちや指導者、そして保護者の皆様に敬意を表するところです。

さらに、分野は違いますが「第22回米・食味分析鑑定コンクール」では、金井小学校が特別優秀賞を受賞するなど全国を舞台に活躍しております。

このような全国で活躍する佐渡の子どもたちや指導者への支援が必要であると考えており、島外遠征費用や指導者の資格取得経費について補助を拡充するなど、皆様の活躍を支援してまいります。

これらの柱を中心に、元気で賑やかな島づくりに挑戦してまいります。しかしながら、人口減少などによる歳入の減少、市民生活におけるライフラインの更新や維持管理などに大きな経費がかかり、収支の悪化を想定し、引き続き行政改革を進めていかなければなりません。

令和3年度は、業務の見直し、職員の評価、研修など職務の効率的な運用に伴い、人件費の抑制を進め、新しい総合計画の策定とあわせ、安定した財政運営について取り組んでまいります。

#### おわりに

この度の防災拠点庁舎整備につきましては、合併協議会から長い時間をかけ多くの先人が議論を重ね、昨年、合併特例債の活用により建設することで、議会においても予算を認めていただき、既に計画が進められております。

昨今の、全国各地の災害などの状況に鑑み、防災機能を強化した庁舎整備を行い、災害などの緊急時においても業務が継続できる体制のもと、国や県などの関係機関と連携し、現場把握、情報収集、指揮命令を迅速かつ確実に行える司令塔として機能する庁舎が必要であると考えております。

また、災害時には、障がい者、お年寄り、妊婦、お子様連れなど一般的に社会的弱者と言われる方の一時的な避難所としても活用できるよう検討しております。

次に、コスト面につきましては、防災拠点庁舎の建設にあたり、合併特例債を活用することで市の負担額は約10億円となり、これは庁舎を建てず現庁舎の改修のみとしていた旧計画と同程度の負担となります。また、現在の計画では、現庁舎の改修と防災拠点庁舎建設を一体に整備することで合併特例債が対象となることから、将来に負担を残さない計画であります。

さらに、25年後までの維持管理経費を比較した場合、現計画では約38億円の市負担額の削減を見込んでおり、現計画による庁舎整備を行うことで、子育て支援や人口減少対策などのソフト事業にも活用できる財源を確保したいと考えております。

最後になりますが、私の行政運営の柱は「市民サービスが行政の基本」であり、市民の皆様へ感謝し、市民の皆様から信頼される行政の構築が必要であると考えております。

アフターコロナの新しい時代においても、市民のための行政を継続するために、最小の経費で最大の効果を挙げる行政改革を進めるとともに、自らが考え議論できる職員の育成など、本市の将来を見据えた行政運営に努めてまいります。

市民、市議会、行政が同じ目標を理解し、共に島づくりを進めていくことで「子どもからお年寄りまで安心して笑顔で暮らし続けることができる島、持続可能な賑やかで元気な島づくり」の実現が可能になると考えております。

議員各位並びに市民の皆様へ、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和3年度の施政方針といたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で施政方針演説を終了いたします。

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、教育行政方針演説を行います。

教育長から教育行政方針演説の申出がありますので、これを許します。

教育長、渡邊尚人君。

〔教育長 渡邊尚人君登壇〕

○教育長（渡邊尚人君）

### はじめに

令和3年第2回（3月）佐渡市議会定例会の開会に当たり、佐渡市教育委員会所管に関する教育行政方針について申し上げ、ご理解とご協力をいただきたいと思います。（下線部分は20頁の発言訂正に基づき訂正済）

近年佐渡市においては、少子化や核家族化による家族形態の変容、家庭と地域の教育力の低下、いじめ・不登校の問題、ICTの急速な進展など様々な課題があります。このような急速に変化し予測困難な社会において、子どもたちが自立的に生き、社会の形成に参画するために求められる資質・能力をより一層確実に育成するため、教育の果たす役割は極めて重要であります。

令和2年度はコロナ禍により、多くの制限を受けながらも新たな教育大綱及び教育振興基本計画のもと教育施策を進めてまいりました。その中で明らかになった課題を受け、令和3年度の方針について説明いたします。

基本目標1 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進

「施策1 学ぶ意欲を高め確かな学力を育成する教育」として、学力等に関する各種調査結果をもとに、佐渡市及び各小中学校の課題を明らかにするとともに、ICT活用支援、教員研修の充実に重点をおき、課題解決を目指します。

令和2年度は佐渡市においてもGIGAスクール構想に基づく教育環境整備を急ピッチで進め、令和2年度末には市内小中学校における一人一台端末の整備、各校での遠隔授業のための機器整備が終わりました。

令和3年度はこれらの教育環境を活用し、児童生徒一人一人に合った個別最適な学びが保障されるよう新潟県教育委員会、市内小中学校長会や小中学校PTA連合会等と連携して各学校の支援を行います。

また、新学習指導要領の全面実施により、教員には「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が求められています。「授業力向上研修」等の佐渡総合教育センター主催の研修を充実させるとともに、指導主事が全小中学校に訪問し、授業参観・指導を行う「学校支援訪問」を実施し、教員の授業力向上を目指します。さらに、家庭学習や、授業以外の補充学習の取組についても各校の実態を把握し、より一層指導・支援を行います。

また、教員の働き方改革により教員の業務の明確化・適正化を進め、教材研究時間の確保や児童生徒へのきめ細やかな指導の実現を目指します。県内市町村では学籍・成績・保健管理等の情報を一元管理・共有することができる校務支援システムの共同導入が検討されており、当市においても積極的に連携し、導入に向けて検討を進めていきたいと考えています。

「施策2 豊かな心、倫理感、規範意識をはぐくむ道徳教育」として、特別の教科「道徳」において「考え、議論する道徳」の定着を図ります。佐渡総合教育センターを拠点に、いじめの未然防止や自己肯定感

の醸成など、市の課題を踏まえた指導法や資料活用方法等の研修を行います。

「施策3 健康でたくましい心身をはぐくむ教育」として、令和2年度は中止となった体力テストを、感染防止対策を万全にして実施し、コロナ禍による市内児童生徒の体力状況の変化とその課題を明らかにするとともに、各校で取り組む「体力向上のための1学校1取組」を支援します。

食育を通して、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるようにするとともに、佐渡の食材による地産地消を推進しながら安全な学校給食の提供に努めます。

「施策4 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育」として、関係機関と連携しながら、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切、かつ必要な指導・支援体制の整備に努めます。

また、一人一人の実態に応じた適切な指導を行うために作成する「個別の指導計画」については、令和元年度にすべての市内小中学校で作成済みとなりました。令和3年度はすべての市内小中学校で医療、福祉、雇用等の関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」の作成を目指します。

「施策5 人間性や社会性の基礎を身に付ける幼児教育」として、幼児の発達や義務教育への学びや生活の連続性を踏まえ、生きる力の基礎を育む幼児教育を子ども若者課と連携して推進します。

幼児の実態を把握し、小学校への円滑な接続ができるよう、関係機関と連携して適切な就学支援を行います。

## 基本目標2 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進

「施策6 佐渡を知り、愛し、誇りとするキャリア教育」として、佐渡への愛着と誇りをもった児童生徒を育成するため、佐渡の自然・歴史・文化への理解を深め、体系化した「佐渡学」を中核とする郷土学習を推進します。現在「佐渡学」の実施は、100%であり、すべての学校で総合的な学習の時間等に位置付けられ実施されています。今後も継続した取組を推進していきます。

令和2年度は、すべての中学校で課題解決型職場体験に取り組み、389人の生徒が117の事業所の協力のもと、取り組むことが出来ました。

また、この取組に佐渡中等教育学校や羽茂高校とも連携して取り組むことが出来ました。今後も、中学校における職場体験活動を充実させるため、課題解決学習を取り入れた指導への支援と受入企業の拡充を進めます。

「施策7 世界と共生する人材を育成する教育」として、グローバル化が進展する中で、教科化された小学校英語を活かした中学校への接続を意識した英語教育や国際理解教育の充実とコミュニケーション能力の育成に努めます。新型コロナウイルス感染症の拡大により外国との交流が制限されているところですが、外国語指導助手や英語専科教員等、人材の確保に努めます。

また、情報化社会に的確に対応できる人材を育成するため、情報教育の充実やICT機器の効果的活用を推進します。

## 基本目標3 安全・安心な学校づくり

「施策8 安全な学校環境づくり」として、学校、家庭、地域が協力して、幼児児童生徒を見守る体制づくりを進めます。

また、老朽化する校舎の長寿命化工事や耐力度調査を計画的に行い、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めます。

「施策9 安心して学べる学校づくり」として、『佐渡市いじめ防止基本方針』に基づき、いじめをしない、許さない、命を大切にする意識を醸成するとともに、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を図るために、学校との情報共有を強化し、組織的な体制づくりを支援します。

不登校児童生徒への的確な対応を進めるため、新潟県が示す「子どもとともに1・2・3運動」、佐渡市共通の「心の健康チェックアンケート」の活用を徹底するとともに、教育支援センターを整備して相談支援体制を充実させ、適応指導教室や訪問指導員との連携を図ります。

#### 基本目標4 高等教育・研究機関等との連携の強化

「施策10 大学や研究機関を活用した教育」として、大学や研究機関と連携し、その関連施設や職員を活用した教育活動を推進していきます。令和2年度には新型コロナウイルス感染症のためにこれまで展開されてきた大学等との交流が大きく制限されました。令和3年度はICT機器を活用してオンラインによる交流活動も進めます。

「施策11 大学・大学生等との交流」として、大学関係者や大学生等を、佐渡市に積極的に招致し交流する教育活動を広げます。

#### 基本目標5 一人一人が学び続ける学習環境づくり

「施策12 公民館の利用促進」として、市民の暮らしが充実し、家庭や地域における課題解決のきっかけとなるよう、学習機会を提供するとともに、自主講座の活動支援を行うなど、公民館を生涯学習の拠点施設と位置付け、様々な教室や講座を開催します。

また、社会教育事業の一環として、キャンプなどの自然体験活動を通じた青少年の社会性や人間性を育む活動や、家庭教育学級などでの親子の触れ合いを大切にしたい取組も行います。

地域の集う場、学ぶ場、つなぐ場である公民館分館の活動を推進し、運動会等を行い、居場所づくりや生きがい対策に努めます。

「施策13 スポーツの推進」として、佐渡市スポーツ推進委員や佐渡市スポーツ人材バンクを活用し、さまざまなニーズに対応できるスポーツ環境の充実を図ります。特に学童期のスポーツの習慣化を図るため、親子スポーツ教室を開催するほか、中高年がスポーツをする機会の充実・コロナ禍における高齢者のフレイル予防を目的とし、ヨガ教室、ストレッチ教室、ウォーキング教室など気軽に参加できるスポーツ教室を開催します。

また、スポーツを通じて世代間の交流を深め、市民相互の理解と連携・協力体制を築きます。

「施策14 佐渡の人づくりを支える、地域の学びの拠点としての図書館運営」として、幅広い年代の市民が読書に親しみ、それぞれのライフステージにおいて学習できるよう、児童書、郷土資料、参考資料などの充実や団体貸出の拡充に努めるとともに、利用者端末の設置などの環境を整備し、誰もが安心して快適に利用できる図書館を目指します。

市民との協働による図書館運営を推進し、市内の図書館及び県内外の公共図書館や大学図書館と連携し、市民の課題解決に必要な資料を提供します。

また、地区公民館等との連携・協力により、図書館の魅力を発信し、利用者増を目指します。

「施策15 佐渡が誇る資産を活用した学習の推進」として、幅広い年代の市民が博物館等で佐渡の歴史・民俗・産業・芸術・自然科学等に関する資料を見て、触れて、楽しみながら郷土を学び合う場を提供し

ます。

また、佐渡市の未来を担う人材を育成するため、子どもたちがワークショップ等の体験事業を通じて佐渡の歴史、文化などの魅力を知り、知的好奇心を高めてもらう機会づくりとして小・中学校への出前講座を行うほか、ジュニア学芸員育成事業として、創造性や発想力、コミュニケーション力などの、子どもたちの考える力を育み、歴史・文化・風土を体験できる連続講座を通じた将来の学芸員を目指すための機会を提供します。

あわせて、佐渡金銀山の世界文化遺産登録に向け、博物館等の文化観光施設におけるインバウンド対策の必要性が見込まれることから、佐渡に関する資料の収集及び調査研究活動に加え、展示解説の多言語化などグローバルな視点から佐渡を知る機会を提供し、国内外から来館するお客様の知的好奇心を満足させる博物館を目指します。

日本ジオパークに認定されている貴重な資産をいかして、市民向け講座、親子体験、学校等での出前授業、ガイドの養成など幅広い教育活動を行い、郷土愛の醸成に努めます。

「施策16 文化・芸術の振興」として、誰もが文化・芸術に親しみ、文化活動に参加し担い手となるよう、さまざまな文化事業等を充実させます。

また、各地区公民館講座において、絵画や版画等の講座を開講し、芸術に触れる機会の充実を図ります。

基本目標6 家庭・地域の教育力の充実

「施策17 家庭や地域の教育力向上のための取組」として、児童生徒の健全育成と学習習慣の確立を目指し、PTAや公民館等において家庭教育の啓発活動を推進するとともに、貧困の連鎖を防止するための学習支援を子ども若者課と連携して進めます。

令和2年度にはすべての小中学校が学校運営協議会を設置しました。今後、学校運営協議会と地域学校協働本部が連携し、学校と地域の課題を共有し、「地域の子どもは地域で育てる」という視点を重視した取組を進めます。具体的には令和2年度までに「放課後子ども教室」等の「放課後学習支援」は6校で実施されています。令和3年度は10校に拡大する予定です。

「施策18 虐待や貧困から子どもを守るための関係機関との連携強化」として、子ども若者相談センターや児童相談所等と連携して、虐待の予防と早期発見・対応に努めます。

就学支援が、必要とされる家庭に行き届くよう努めます。

#### おわりに

『佐渡市教育大綱』の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が連携し、課題を共有するとともに、『佐渡市教育振興基本計画』に掲げる施策を着実に実施していくため、指標として掲げる令和6年度目標値の達成に向け、推進してまいります。

また、少子化の進行、児童生徒数の減少に伴い複式学級が増加しており、教育環境の整備が急務となっています。このため「新たな学校教育環境整備計画」の策定に向けて検討を進めてまいります。

本市の教育の充実・発展のため、各取組に対する議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。令和3年度の教育行政方針といたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で教育行政方針演説を終了いたします。

ここで15分間休憩いたします。

午前11時14分 休憩

---

午前11時29分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

発言の訂正

○議長（佐藤 孝君） ここで教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 先ほど私が教育行政方針の中で申し上げたことですが、ページの1ページ目の冒頭でございます。令和3年度第1回というふうに申し上げましたが、第2回でございます。訂正させていただきます。なお、この本体についても後日差し替えをさせていただきます。大変失礼しました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 第2回（3月）を入れないといけない。3月を入れなければ正式ではないですよ。

○議長（佐藤 孝君） もう一度答弁してください。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 第2回（3月）と入れさせていただきます。よろしく申し上げます。（当該箇所16頁の下線部）

○議長（佐藤 孝君） それでは、後ほど差し替えをするということですので、よろしく願いいたします。

---

日程第7 議案第4号から議案第47号まで

○議長（佐藤 孝君） では、日程第7、議案第4号から議案第47号までについてを一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案のほう上程をさせていただきます。

議案第4号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和3年度以降における市の重点施策を機動的かつ効率的に推進を図り、確実な実現に向けた組織体制を整備するため、行政組織条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在直営で運営している地域包括支援センターを社会福祉法人愛宕福祉会に委託し、不足する専門職を市から派遣するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市両津文化会館の跡地を新両津病院建設用地に転用するため、条例を廃止するものです。

議案第7号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布されたことに伴い、条例の一部

を改正するものです。内容は、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものでございます。

議案第8号 佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、旧畑野町において健康の維持及び福祉の増進を図ることを目的として設置したゲートボール場について、現在利用者がおらず、コート面が老朽化しているゲートボール場のうち、集落同意を得たゲートボール場を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議案第9号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法及び関係法令の改正に伴い、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の保険料等を改正するため、条例の一部を改正するものです。新たな保険料は、第7期介護保険事業計画期間の保険料基準月額と同額の6,200円とするものです。

議案第10号から議案第13号までは関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第10号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第11号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第12号 佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第13号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。以上の4議案は、介護保険法関係法令の改正に伴い、国の定める基準が改正され、令和3年4月から業務継続計画の策定や感染症対策に関する措置等が図られることに伴って、市が指定する地域密着型サービス事業等について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第14号 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険制度改正による居宅介護支援事業の人員基準変更に伴い、特別養護老人ホーム歌代の里の居宅介護支援事業を廃止し、介護老人保健施設すこやか両津に居宅介護支援事業を統合するため、条例の一部を改正するものです。

議案第15号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護老人保健施設すこやか両津において、平成30年6月から事業を休止しておりました短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業について、利用者の動向等を踏まえ、令和3年3月末をもって事業を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号 佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、相川民話の館を地元認可地縁団体に無償譲渡するため、条例を廃止するものです。

議案第17号 佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新穂地区で行われている定期露店市について、交通量の多い道路沿い付近の場所で行われていることから、市民及び出店者の安全を確保するために開催場所を変更できるようにするほか、表記の統一による所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第18号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地価水準等を勘案した道路法施行令の改正を踏まえた新潟県漁港管理条例の改正に伴い、本市においても新潟県の漁港施設占

用料の改定単価に準拠した改定を行うため、本条例の一部を改正するものです。

議案第19号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地価水準等を勘案して道路法施行令が改正されたことに伴い、新潟県道路占用料徴収条例が改正されたことを踏まえ、市道の道路占用料の単価についても新潟県に準拠したものとするため、本条例の一部を改正するものです。

議案第20号 財産の無償譲渡について（相川民話の館）。本案は、相川民話の館を地元認可地縁団体に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第21号 佐渡市辺地総合整備計画（令和元年度～令和3年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるものです。変更の理由は、公共的施設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴う辺地対策事業債の予定額の増額によるものです。

議案第22号 市道路線の認定について（大和・貝塚・金井新保・千種地内）。本案は、新潟県が実施する一般国道350号国仲バイパス事業に伴い、現在の国道部分について市道として認定する必要があるため、議会の議決を求めます。

議案第23号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第17号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ5億3,600万7,000円を減額するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、島内経済の回復に向けた対応及び学校教育活動の継続に要する経費を新たに計上するほか、道路除雪事業の経費を増額計上し、国の令和2年度補正予算（第3号）に伴う事業の経費を追加計上するものです。また、事業の確定及び年度内所要見込額の算定に基づく減額などを予算計上するとともに、歳入では市債等を増額計上し、国県支出金等を減額計上するものです。

議案第24号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ3,498万3,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では保険給付費の増加に伴う県支出金の増額と新型コロナウイルス関係の保険税減免の実績見込み及び保険基盤安定負担金等の実績に伴う財源更正として、国民健康保険税の増額と国庫支出金及び一般会計繰入金の減額を計上するもので、歳出では保険給付費の増額と特定健康診査委託料及び一般被保険者保険税還付金等の減額を計上するものです。

議案第25号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。本予算は、歳入歳出からそれぞれ1,924万2,000円を減額するものです。補正内容は、歳入につきましては現年度保険料及び一般会計繰入金の減額を計上し、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上するものです。

議案第26号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ535万円を減額するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免実績見込み及び地域支援事業の実績見込みにより、歳入では介護保険料の増額及び国庫支出金等の減額を計上し、歳出では地域支援事業費及び介護保険料還付金の減額を計上するものです。

議案第27号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ445万円を減額するものです。補正内容は、歳入ではサービス収入の減額及び一般会計繰入金の増額を計上、歳出では人件費の減額に伴う一般管理費の減額を計上するものです。

議案第28号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入

歳出からそれぞれ756万5,000円を減額するものです。補正内容は、歳入ではサービス収入の減額及び一般会計繰入金の増額を計上、歳出では人件費の減額に伴う一般管理費の減額を計上するものです。

議案第29号 令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算は、歳入歳出からそれぞれ309万円を減額するものです。補正内容は、歳入については造林事業受託収入を減額、歳出については造林事業委託料を減額するものです。

議案第30号 令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ242万8,000円を減額するものです。補正内容は、歳入については造林事業受託収入を減額、歳出については造林事業委託料を減額するものです。

議案第31号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第5号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を707万3,000円増額し、収入総額を15億5,116万4,000円とし、支出を4,282万1,000円減額し、支出総額を19億1,021万1,000円とするものです。また、資本的収支について、収入を2,065万5,000円増額し、収入総額を2億1,532万7,000円とし、支出を115万3,000円減額し、支出総額を8,952万5,000円とするものです。主な補正内容は、患者数見込み等の修正に伴う収支の調整、一般会計繰入金の精算的調整、新型コロナウイルス感染症関連補助金の調整及び新両津病院建設に関わる委託料等の減額に伴うものでございます。

議案第32号 令和2年度佐渡市水道事業補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を3億6,425万7,000円増額し、収入総額を31億669万6,000円とし、支出を2億1,082万4,000円増額し、支出総額を29億4,373万1,000円とするものです。また、資本的収支について、収入を6,759万2,000円減額し、収入総額を12億1,440万7,000円とし、支出を4,392万3,000円減額し、支出総額を20億328万6,000円とするものです。主な補正内容は、収益的支出における減価償却費の減額とそれに伴う長期前受金戻入益の減額及び過年度損益の増額並びに資本的収支における施設改良費の減額とこれに伴う企業債等の減額でございます。

議案第33号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を1,557万7,000円減額し、収入総額を35億3,706万4,000円とし、支出を4,561万3,000円増額し、支出総額を33億9,800万2,000円とするものです。また、資本的収支については、収入を8,427万5,000円増額し、収入総額を17億4,441万6,000円とし、支出を8,411万3,000円増額し、支出総額を25億1,787万5,000円とするものです。主な補正内容は、国の令和2年度補正予算（第3号）に伴う事業の経費を予算計上するほか、事業の確定及び年度内所要見込額の算定に基づく事業費の増減などを予算計上するものです。

議案第34号 令和3年度佐渡市一般会計予算について。令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、財源確保の徹底や歳出の見直しを行った一方で、老朽化に伴う公共施設等の維持管理、更新や地域医療の確保など喫緊の課題に対応するとともに、重点施策として掲げる事業を集中的に取り組めるように編成したところでございます。本市の令和3年度一般会計予算案は、庁舎整備などの合併特例債事業や新型コロナウイルス感染症対策などの増加要因もあり、予算規模は455億4,000万円で、前年度の当初予算に比べ10億4,000万円、率で2.3%の増となりました。歳入では、市税など新型コロナウイルス感染症の影響による増減のほか、合併特例債等の有利な市債の活用を図るとともに、財政調整基金で財

源不足の調整を行いました。歳出では、子供からお年寄りまで安心して笑顔で暮らし続けることができる島、持続可能なにぎやかで元気な島づくりの実現に向けて、定住促進、企業誘致の推進、子育て支援、日本一の健康寿命、地域防災力の向上、地域づくりの拠点化等について事業の重点化を図り、予算計上したものでございます。

議案第35号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び県に納付する国民健康保険事業費納付金並びに被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費等の所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億5,400万円とするものでございます。

議案第36号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供等を行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,480万円とするものです。

議案第37号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基に、介護給付費、介護予防、日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業に要する費用を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億7,350万円とするものです。

議案第38号 令和3年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本予算案は、売電収入を本市が管理する土地改良施設の維持管理費等に充当するための一般会計繰出金及び施設の将来にわたる管理運営経費等に関わる所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,500万円とするものです。

議案第39号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、施設入所及び短期入所等の介護サービスに必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,420万円とするものです。

議案第40号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所及び短期入所療養介護等の介護サービスに必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億420万円とするものです。

議案第41号 令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、財政区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19万円とするものです。

議案第42号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ333万1,000円とするものです。

議案第43号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ355万4,000円とするものです。

議案第44号 令和3年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ336万1,000円とするものです。

議案第45号 令和3年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支については、収入を14億8,583万1,000円、支出を18億8,759万6,000円とし、資本的収支については、収入を8億4,504万円、

支出を7億2,391万6,000円とするものです。主な内容としましては、地域医療確保のため、経営の効率化に努めて経営安定化を図るものです。また、新病院建設に関わる両津文化会館解体工事費と実施設計業務委託費を計上するものです。

議案第46号 令和3年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について、収入を25億8,300万3,000円、支出を25億8,300万3,000円とし、資本的収支については収入を14億6,055万6,000円、支出を22億769万4,000円とするものです。主な内容としては、国庫補助を活用した老朽管更新事業、配水管等敷設替え事業及び施設増改良事業です。

議案第47号 令和3年度佐渡市下水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支については、収入を34億7,971万8,000円、支出を34億4,441万4,000円とし、資本的収支については、収入を15億4,022万4,000円、支出を22億5,452万3,000円とするものです。主な内容としましては、交付金事業による汚水管渠工事、雨水管渠工事、処理施設工事及び漁業集落排水事業の処理施設工事です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） 説明は終わりました。

ここで昼食休憩といたします。

午前11時56分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の順序に従い質疑に入ります。

議案第4号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 4つ質問があります。まずこれは大きくは医療対策課と、それから移住交流推進課が増えるということだとは思いますが、頂いている資料を見ますと、あちこちの課の係とか室がいろいろ移動しているので、それも含めてご質問したいと思います。

まず最初に、環境対策課からエネルギー関係が企画課に移りましたけれども、この中に地球温暖化に関するが入っているのは、ちょっと私は違和感を感じたのです。エネルギーとだけ結びついている問題ではないと思うのですが、これをあえてここに入れていることはなぜなのか。この際、ここはもちろん地球温暖化とエネルギー関わりますけれども、別のところに外したほうが私はいいのではないかと思うのですが、ここになぜ地球温暖化が入っているのかということ。

その次に医療対策課です。佐渡市は、佐渡医療圏について何の権限もないのではないかと、そう思うのですが、そこにあえてこの医療対策課をつくる。これ今頂いた資料7ページを見ているのですが、この中にはかなり大変だなと思うことが、1、2、3、4ありますけれども、地域医療に関する施策の立案、これは県がすることではないのでしょうか。県とはその辺りはどういう話し合いをしているのかということ。

それから、医師会との連絡も、これも大事だと思いますけれども、この間の、佐渡市のスタンスはちょ

っと医師会に気を使い過ぎではないかなと。医師会との関係というのは一体どういうことでこの課を進めていくのか。

それから、医師及び看護師等の医療従事者の確保、これもこのようになってくると人事に関与するということになるわけですが、人事に関与できるものなのか、佐渡市の立場というのは一体何なのかということ。

その次、10ページの世界遺産推進課です。この中に新しい係が、調査係ではなくて世界遺産保存係となりましたが、世界遺産になったわけではないのに、世界遺産保存係というのは、これ資料集です。私は、これは先取りをし過ぎではないかと思うのですが、ここを世界遺産保存係としたのはなぜなのかということ。

それから、11ページです。移住交流推進課、この中に企業誘致支援に関するものとあります。これは、私は今まで佐渡市でやってきたことというのは補助金ありきで企業誘致をしてきたような気がするのですが、その補助金がなくなったときに果たしてそれがうまくいったのか、そこをどのように評価しているのかを聞かせてください。

4つの課についてお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

条例の提案上、規則等も必要であるかと思ひまして、資料集のほうにあえて参考として載せさせていただきました。条例の提案につきましては、あくまでも医療対策課、それから移住交流推進課という2つを新設するというところでございます。確かにこの規則改正の案の中では、こういった形で各事務分掌的なものの移動等がございますが、それは規則の改正の範疇ということでお見知りおきいただきたいと思ひます。

それから、医療のところの中で、人材の確保といった形の中で人事まで権限があるのかというようなことがございましたが、あくまでも全体的な従事者、資格者の確保というところで、人事はまた別のところの範疇であります。当然連携はするつもりでございしますが、それはすみ分けをしておるつもりであります。

それから、医師会との連携につきましては、今までも市民生活課の中で医療対策をする中では当然あったこととございます。医療の部分を医療対策課のほうに持っていくというところの中では、それを引き継ぐというふうな考え方でございます。

移住、定住につきましても地域振興課の中にごございました部門、それから企業の誘致、それにつきましてはやはり移住、定住の中には当然雇用の創出も絡んでくるかと思ひますので、併せた形でUIターンと企業誘致という2つの柱の中で連携をしながら移住、交流、定住という推進を図っていきたいということで一緒にしてございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さんに申し上げますが、今条例の改正のところになっておりますので、規則まで入っていくと細かいところまでやらなければならない、条例とは外れたようなところまで行くような格好になりますので、できましたらこの条例の範疇、2課の増設というところで質疑をしていただきたい

いと思います。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 一番肝腎なのは条例で今回2つの課を増やすというところなのかもしれませんがけれども、いろいろ関わってきていると思います。医療対策課というのは、私は佐渡市にあまり権限がない立場でこれを設定するのは、ニーズが非常にあるのは分かります。ただし、どういう立場なのかという立ち位置がはっきりしなければ、これは私は中途半端になりかねないということを懸念しての質問なのです。佐渡医療圏に関する施策の立案ということですが、それは県ではないのでしょうかということをお聞きしているので、その辺りのすみ分け、役割分担はどのようになっているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 医療計画に関することは新潟県、県のほうが当然やっております。ただ、いろいろな改正、医療計画等の改正の中で地域医療構想というものができた中で、佐渡市は県がつくる医療構想の前に佐渡市独自の医療構想等をつくり、県の医療構想にその内容を溶け込ませていただくというような形で佐渡の島内の医療を守るという形のを要望をしております。現在についても実際にそういった形で継続をしております。ただ、佐渡市の医療構想、平成27年につくったものでございますが、医療資源の内容、それから現在の社会を取り巻く環境が当然変わっておりますので、それも逆にやはり佐渡市は離島ということもございまして、それから1つの医療圏という形で独立しておりますので、その部分につきましては独自の考え方も当然必要ではないかというところで抜き出しております。ただし、それは県の計画を逸脱して佐渡市だけが単独でつくるというものではございません。きちっとした調整をするような形の中で、それぞれ役割分担を持った中で今後対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 条例の内容等々ということではないのですけれども、この条例が出てきたとき、出てくるというか、事前に総務文教常任委員会のほうに説明もあったわけですが、今回、条例は議会の議決が要るわけですが、委員会において規則に関してほとんど説明がなく、今回資料として出されたところには規則がいろいろと変わってきているというところがありまして、その点に関してなぜ委員会のほうにも説明がなかったのか。条例が変わることによって規則もいろいろと変わってくると思うのです。今回の条例に関する議案等々も幾つかありますけれども、それに伴って佐渡市行政組織条例の一部を改正する規則の中でも結構いろいろ移動とかも出てきていると思うのですけれども、その辺のところはどのように、どうなっているのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

やはり条例の関係の中で、この課の新設というところでは説明をさせていただいておりました。委員会のときには細かい規則の中での事務分掌等の中は確かに説明はしておりませんでした。実際に上程するに当たりましては、こういった規則の改正もきちっと考えておる中で参考としてつけさせていただきま

した。この後の委員会等できちっと説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 規則のほうも委員会での説明ということでありまして、これ条例が変わればやはり規則のほうも多少変化してくるわけですから、今回もこの資料を見て、今まで農業政策課の販売流通係が地域振興課産業振興係になるというふうにもう全然所管も変わってくるわけですよ。そうしましたら、やはりこの条例、この2つの課を新設することによって所管が変わるような内容等もあるわけですから、その辺のところは事前に説明が欲しかったなという気がしますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 条例と規則の違いというのがまず原点にあると思います。しかしながら、説明をしるということであれば、説明はもちろん必要な部分もあると思います。ただ、やはり議会に審議をしていただく条例とそこに付随する規則であれば、一般的には条例と規則をセットで提案するというのが一つの流れになるのは、この議会の約束上はそういうことになると思います。あわせて、この規則の部分はかなりぎりぎりまで議論しなければいけない。要は本当に細かい例え係をどう配置するとか、これをどうつけるとか、これは一つの形としてはほかの仕事と付随しながら係が変わっていくこともあるわけです。ですから、そういう部分でかなり弾力的にやらさせていただきたいというふうにも考えておるところでございますので、今回の条例改正をもってようやく細かいところまで整理ができたというところで、この条例改正と併せてご説明をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。あくまでも条例と規則の違いというところで我々も判断して業務をしておりますので、そういう観点から、審査といいますが、質問等をしていただければと考えているところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今るるいろいろな議員が言ったのだけれども、もともと組織の在り方というのは執行権の範疇に属する問題なのです、規則というのは。だけれども、条例と規則が一体ではないと市長が今言ったとおりなの。しかも、なおかつこの間の執行部と議会との関係でいうと、組織の在り方についてはもめにもめにもめてきている案件なのです。だから、当然こういうのが出て私は不思議ではないと思う。総務課長、ちらっと上目で見ましたが、総務文教常任委員会に来たときにはグループ化をやるけれども、グループ的にやっていきたいと言うから、グループとは一体何だと、市長に言って回答持ってこいと言ったけれども、回答なしにいきなりこう飛び出てきたからこんなことに私はなっているのだと思うのだけれども、それはそれで一発勝負でやりますが、ここで1つ聞きたいのだけれども、組織が変われば職員が仕事できるようになるわけでもないということなのです。ただ、専門的に部署を分けたということはそうなのだけれども、地方自治法でいうところの簡素で効率的な組織で市長の補助機関ということなわけで、そこで今回の施政方針との絡みで、関わるわけで聞くのだけれども、総務文教常任委員会でも言ったのだけれども、今回の施政方針にもあったし、予算にも出ているけれども、支所の活性化という点でいうと、どうもこの条例上の位置づけは明確でも、これ地方自治法の位置づけなのだけれども、規則から見てもきちんとなくなっていないというふうに思うわけ。金井地区支援室は支所だ、支所だと言うのだけれども、何回も言うのだけれども、支所、行政サービスセンターの連絡調整に関することになっているではないか。これ

は、やっぱり変えないといけないのではないかというのをこの前も総務課長にも言っているし、それが全く今回ない。なおかつもう一ついうと、規則、規則とあなた方言うのだけれども、支所長、行政サービスセンター長が教育事務所長を兼務しているというのだけれども、規則には一切出てこないのだよね。規則には一切出てこない。委任事務ということも出てこないし、一切書かれていないのだけれども、こういう曖昧なこと自体が、いや、うちの仕事ではないのだということを私はつくることになると思う。対象議決はもちろん条例改正だけれども、今回の施政方針との関係でいえば、先ほど教育委員会のほうでは生涯学習ということを非常に強く言われた。市長のほうでは支所を拠点として地域づくり、地域おこし協力隊も入れたいみたいな話もあるのだけれども、やっぱりそういう仕掛けもしっかりこれはつくる必要があったのではないかと思うのだけれども、その辺はどうですか。

それと、金井地区支援室の関係、この2つ聞きます。

○議長（佐藤 孝君） 中川議員に申し上げますが、議案第4号の条例、2課をつくる条例に関しての質疑ということですので、支所、行政サービスセンターということになると、一般質問でやっていただくような形のほうがいいかなと思います。答弁しますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） いいですか。一応この条例、議案第4号につきましては医療対策課と移住交流推進課をつくるという条例ですので、その辺での質疑にしていきたいと思います。

中川直美君。

○18番（中川直美君） あまりそんなに、当初予算だから、そんなに狭めては駄目なのですって、これは。

○議長（佐藤 孝君） いや、いいのです。

○18番（中川直美君） 議長がいいのだ、そんなのでは駄目だ。

では、先ほど地域医療構想の関係があったけれども、地域医療構想というのは国の目標に対してどう迫っていくかということなのだ。そんなに佐渡市の自由度があるものではないのだ。そういうものの関係でいうと、本当に私やることは悪いとは言わないけれども、もっと仕掛けが要るだろうし、今回ここに書いてあるように重点施策ということで言うならば、支所などもしっかり位置づけた組織改編をすべきだったのではないのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

今ほどの議員のおっしゃること、支所、行政サービスセンターの強化というものは当然施政方針等でも言っております。ただ、先ほども議員おっしゃられました支所、行政サービスセンター長が教育事務所長を兼ねておるといのは実際の兼務という、相互兼務という形でやっております。ですので、確かに組織的な形の中でどうするということではございません。職務の兼務というところで来ております。それにつきましては、金井地区の行政サービスセンター化というものも含めまして、今後きちっと検討をしていきたいと思っております。

それから、支所、行政サービスセンターの位置づけにつきましては、それぞれの地方自治法に定められた中で、設置の規定という形の中で来ておるものでございますので、条例等の中でそぐわないというところ

ろではないかと思っております。

それから、地域医療構想の関係でございますが、確かにおっしゃるとおり病床機能の平準化の関係の中で地域医療構想というものができておりますが、佐渡市の場合、以前佐渡市独自の医療計画をつくってございましたが、それに代わるものとして島内の医療体制の確保という形の中で構想を立てておりますので、その部分につきましては見直しをしていきたいというのが考え方でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 課をつくることは別に構いません。ただ、市長もちらっと言っているように、来年に向けてまた課なのかどうなのかよく分からないけれども、大きく変えていきたいという意思があるならば、この間の経過を見るならば、執行部と議会とで組織の在り方というのはもめにもめにもめている間なのです。ですから、それはやっぱりお互いにこうしたほうが市民のためになるということで議論をしているわけですから、ここで議決対象ではないからそこは知らないみたいな態度の総務課長の、議長かな、態度はあまりよろしくないということだけは言っておきます。ぜひ、組織が変われば仕事ができるのでも何でもないのですから、組織がどうあれ仕事ができなければいけないのです。そういう体制はどういうふうにつくるつもりですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、今回2課を特出しさせていただいたのは、本年の業務を見ていただければ割と明確にお分かりになると思います。市民生活課は医療の仕事をしなればいけません、コロナの対策等で医療の本質的なところは議論できません。そして、地域振興課はこれもコロナの経済対策、主に地域振興課に行きます。その中で移住、定住の仕事がどうしてもそこに圧迫されてしまうというところでございます。この佐渡の将来を見据えたときに今すぐ何を手をつけなければいけないのか。それともう一点、課長という責任者がいることによって組織というのは動くと私自身も思っているところでございますので、まず来年度の体制に向けては今市がやらなければいけないこと、そして今年の政策に向けた課題整理という点で、2点で2課を新設をさせていただいたという点でございませぬ。

本年度、様々将来の体制に向けて仕事ができるか、それは公務員の場合、専門的な知識をどう深めるかと、それを横串を刺す施策をどうつくっていくかという体制だと思っておりますので、そういう点でいわゆるグループ制と、また中では部長制等も議論しながら進めてきたところでございませぬが、この組織の問題につきましては、いずれにいたしましても来年度以降変更するに当たっては、この規則の部分も含めながらいろいろ議会と議論をして進めていくということはここで申し上げさせていただきたいと思ひます。本年度は、しっかりと課題を整理した上で、佐渡の将来対策に向けた、まず必要な一歩だけを踏まさせていただきますというふうに私自身は認識しております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） また議長に怒られそうですが、ここに書いてあるとおり、今ある本庁の中の地域包括支援センターを外に出すということなのだと思うのです。しかも、先ほど話があった愛宕福祉会ということなのだけでも、今年度の介護保険事業計画もそうだけでも、共生社会ということで福祉と介護と医療と行政と全体に連携するというのが中心なわけで、三、四年前に本来委託していたのは元に戻したのだけでも、今回こうする理由はそもそも一体何なのですか。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

地域包括支援センターの直営については、平成28年度から本年度まで5年間を一応目標期間として、行政、民間の連携強化、人材育成、担い手法人の育成として取り組んできたところです。本年をもちまして目標期間が終了し、目標効果も図れたことから、令和3年度から直営地域包括支援センターを民間委託したいということで今回提案させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 地域包括支援センターには4つの業務があると言われていまして、ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的な継続的なマネジメントということで、この間なぜ直営にしたかというのはさっき言ったように地域共生社会をつくらないといけないとか、外に出しているから行政がいつもピンぼけになってしまうということだったと思うのです。この間見ていて、結果的に中に入れたけれども、あまり機能しなかったと言うと怒られるけれども、そういうところも私はあるのではないかと思うのだけれども、例えばこのコロナのときにあなた方が言ったのは、高齢者のいろいろな問題を受け付けるには地域包括支援センターに電話くださいというふうに言っていたのではないですか。そうすると今度から市では、そこで相談ということになりはしませんか。市の内部にあるということは、こういう制度がないけれども、市長どうだ、つくらないかというようなことも含めて、そういう発展形ができる関係というのが私はつくりにくいのではないかと思うのだけれども、その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

地域包括支援センターを外部委託することに伴いまして、今回の組織改正の中で包括ケア推進室の中に包括支援係というものを設けまして、こちらのほうで専門職による総合相談のワンストップ窓口のほうを設置したいと考えておりますので、本庁内への相談窓口の強化と4包括支援センターを外に出すということで今以上の身近な地域包括支援センターとしてご利用いただけるものと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 現在も事実上、社協からの職員が配置をされているという側面もあるのだけれども、

この間見ていると機能していたかどうか、それ評価の分かれるところだけれども、例えば令和元年では電話相談だけで7,000件超えています。そのほかのケアマネジメントや予防給付のことだけで6,000件近く相談来ているのではないかと。そのことを近くに高齢福祉があることによって、さっき言ったように新しい市の独自施策つくることもそうだし、高齢者のよろず相談場所と言われているわけだから、私はこれいたほうがいいのではないかなというふうに思うのです。新しく庁舎を造るとワンストップ窓口ということになるわけで、高齢者の問題の窓口って地域包括支援センターしかないのですって。ところが、介護保険の仕組みでいうと外に出すという仕組みになっている、全部。行政がワンテンポ遅れてしまう。その辺はどのように解決していくのかだけ教えてください。

さっき言った、たしか説明のところには愛宕福祉会というふうに言いましたが、これ社協ではなくて、そこということでいいですね。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

直営地域包括支援センター廃止に伴いまして、地域包括ケア推進室の中に地域包括支援センターの後方支援、基幹的機能を持たせることでこれまでどおり行政と地域包括支援センターの連携を図っていきたいと思いますし、委託先につきましては愛宕福祉会を考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 両津文化会館を廃止する議案について、先ほど市長はこの両津文化会館の跡地に新両津病院を建てるためだと説明がありましたが、改めてこの施設の長い歴史から、市民の皆さんから愛された文化の宝とも言えるこの両津文化会館、文化の施設が消えてしまうと。そこで、この両津文化会館の利用者を始め、市民の皆さんから廃止すること、このことについて十分に理解が得られているのかどうか。また、理解が得られているとしたら、市民の皆さんからの十分な要求をどう代替施設計画に織り込むのか、これについてどのように考えているか併せて伺いたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

利用者団体への話し合いについては、回数でいうと計8回やっております。8回やればいいということではありませんが、委員会のほうからも指導を受けまして、我々その設計の内容とか、離島センターのことです。離島センターの改修についてということで今説明させていただきます。8回ほど利用者団体との話

合いをしました。昨年6月に最終の話合いをしたのですけれども、そのときにステージの大きさとか、そういった細かいところを団体と話合いを経て、そしてそこで合意を得て、そして工事を進めたというふうに我々考えております。そして、離島センターの工事については、6月の下旬から会場としては使っているということで考えておりますので、利用者団体とはある程度話がついているというふうに感じております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最後にしますけれども、施設の条例廃止ですが、廃止されて、今後この施設は解体を含めて日程的にどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） ご説明いたします。

この後両津文化会館の解体については、病院事業債を充当するということもございまして、病院側のほうで実施することになるかと思っておりますけれども、基本的にはこれまでスケジュールのほうお話をしていたように、令和3年6月というところを発注予定で進められているというふうに理解しております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今ほどの同僚議員と私も趣旨はかなり同じなのですが、この大きい佐渡の中では本当はアミューズメント佐渡よりもこの両津文化会館のほうが機能はいいと。ただ、古いということなのです。だから、これだけの文化振興の中身をどうするのかということはここに、私も資料も見ましたけれども、見たというか、今日に合わせて見ましたけれども、具体的なところ何にもないので、この文化振興の中身はどこにどう位置づけるということなのか、その説明はどうなっているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

大規模なコンサートとか、そういうものについての文化的なものについてはアミューズメント佐渡のほうでお願いしたいというところ。また、地域の芸能祭、地域でのいろいろな発表については、今工事をしております離島センターのほうを使ってまた活動していただきたいというふうに考えております。そういう形で利用者団体とも話合いをしたところです。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） これは、利便性の問題ではないと思うのです。この両津文化会館条例の中にうたわれている、言ってみれば地域の文化を振興する魂というものがどうなっていくのか。そこのところを、ではこのステージでいいですねとか、私はそういう話ではないと思うのです。ここにあまりにも、ただ一行このとおりに制定すると。ほか何にもないので、本当にこういうことで文化振興というのはいいのでしょうか。これどこに位置づけられるのでしょうか。具体的にどこのステージ使うのですかとか、そういう問題ではないと思うのですけれども、そこはどこにもうたわれないのでしょうか。ただこれはこの条例廃止で終わりなのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

両津文化会館を利用していた団体とどういう形でどういうふうに使いたいかというようなことをしっかり意見を聞いて、ステージの大きさだったり照明だったり、いろいろな部分を確認しながら今回設計のほうに入っておりますので、そこで両津地区の文化についてはしっかりとつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

広瀬大海君。

○9番（広瀬大海君） 畑野地区のゲートボールの5つの施設を廃止ということですが、こちらのほう、もう長年多分使われていないような状況だと思いますし、あと仮設トイレとか、屋根つきのベンチとか、あの辺ももうぼろぼろになっていて危ない状況なので、これはもう廃止すべきだと思うのですが、ただ先ほど言いましたように、多分相当使われていない施設だと思うのですが、これはなぜこのタイミングで条例廃止になったのかといったところ。公共施設をどういうふうに管理していくのかという中でなぜこのタイミングなのかといったところを聞きたいのと、あと廃止になっていないのですが、同じような状況の、先ほど言いましたように仮設トイレももう使われていませんし、屋根つきのベンチみたいなところももうぼろぼろな状況ですが、今回廃止になっていない場所があるということなのですが、その2つ、どういった状況なのかを教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

まず、1点目につきましては、集落のほうからもう使われていないし、何とか整備をしてもらえないかと、原状復帰していただけないかというような要望がありまして、私のほうで昨年度、全てのゲートボール場の現地を確認に行っていました。今ほどお話のあったような劣化状況、それから構築物の劣化状況等確認をしまして、集落のほうとお話をさせていただき、集落の総会等で皆様方がご同意いただいたという集落長様の同意をいただいたものを今回廃止をさせていただきたいと思っております。その他、同様の状況がございますが、集落同意が取れていないところについては今回改正の対象から外しております。

○議長（佐藤 孝君） 広瀬大海君。

○9番（広瀬大海君） 先ほど言いましたように、残っている1つのところもそれなりのぼろぼろの状態だということの中で、まだ同意を得られていないということでもありますけれども、そのまま放置しておくとなると、またそこで例えば小さいお子さんがそこで遊んでけがをしたりとか、そういった危険性もすぐあるような状況だと思うのですが、今後のその地域のゲートボール場の廃止に向けての取組と進め方というのはどういうふうを考えているのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

私ども所管しているゲートボール場を始め、市内には多くのゲートボール場がございますので、関係している課と来年度以降協議をして、廃止が適切なのか、集落の方々とお話をどうしたらよろしいのかというところについては協議をしまいいながら進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私これ見たとき愕然としたのです。つまり今言ったような角度で古いものがどうのこうのという話ではなくて、ゲートボールがブームだったときに本当各地にできたのです。そのときに高齢者が本当に生き生きしていたのです。私のところの集落なんかは雨が降ってもかっぱ着てやっていたから。つまりこれがなくなるということは、逆に言うと地域力の低下だと思うので、そこで市長が掲げているように健康寿命の延伸や、いろいろなものも含めて言うならば、社会教育と連携をして、これなくなるけれども、やっぱり何か要るのではないの、こういうところでやってもらう、どうですかというようなことをやっぱり行政としてアプローチしていかないといけないのではないかというふうに思うのですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

まず、今回の畑野地区につきましては、地権者から集落が借受けをして、集落が家賃というか、土地代を払っていた現状がございます。先ほども申し上げましたけれども、やはり市内に幾つかあるゲートボール場等々をどのようにしていくのか、社会教育課も含めて関係課と話を進めてまいりたいというふうに思いますし、残すべきものは残していくというところは検討すべきというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほどの組織改正ではないですが、やっぱりこういったところを総合的に俯瞰的にやっていくということが今必要だということだけは言っておきます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 私も所管の委員会なので、そこでも聞けるのですが、あえてここで聞くのは私はこれは高齢福祉課なのかなと思っていたのです。それで、いや、これ違うのか、社会福祉課なのか。もっとこれどう活用するのかということは議論が必要だと思うのです。ただ、所管が社会福祉課だから、社会福祉課で、はい、現場見に行きました、集落が合意しました、はい、おしまいではなくて、今これか

ら健康寿命日本一でしたっけ、とかいろいろそれを打ち出しているところですから、これは所管、私はこれ毛頭高齢福祉課だと思っていたので、まずそこではないということ。もう少しこれ丁寧にこれからの健康寿命日本一に向けてどうするのかという方針をまず佐渡市が持ってこういうことに臨むべきではないかと思ったのですが、それ違うのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 健康寿命の取組については、スポーツもあると思いますし、図書館等を生かした取組もあると思いますし、農業で働いてもらうという取組もあると思います。様々な形がある中で、各課連携しながら健康寿命を、一番はどう高齢者の方のひきこもりといいますか、孤独、これをどう防ぐかというところを政策として一体的に考えてほしいということで今各課連携で議論させているところでございます。その中でこのゲートボールにつきましては、これもしっかり議論いたしました。これはやはり集落が持っているということと全く使わないということ、そこが明確な上で集落からの要望ということで廃止をしたものでございますし、今後一体的にどのような形で高齢者のスポーツ等取り組むかというのは、今年しっかりとチームをつくりながら議論してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 私が言いたかったのは、集落は使わないというのももちろん大事ですけども、政策、もちろん土地は佐渡市の土地ではないということもあります。でも、佐渡市が持っている政策というものをもう少し煮詰めてから、この土地の利用の仕方とか考えて、それからではないかと私は思うのです。というのは、今回はたまたま、私何で畑野でこんな9か所もあるうちの5か所をって、何で畑野だけというのが非常に目についたのですが、これからもこういう整理をしていくというのであれば、もう少し先に政策がありきではないかと思うのです。これ拙速ではないかという印象があるのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

先ほども申し上げましたが、やはり集落のほうで土地の賃借料をお支払いいただいて、利用させていただいたということもございまして、集落要望というのが私どもが今回上程をしました一番の大きな理由でございます。条例については、旧畑野町が継承していたものをそのまま条例化したものでございますので、ほかの地域については、先ほど申し上げました関係課と有効活用も含めてどのようにしたらよろしいのかということ協議した上で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） この歌代の里、居宅介護支援事業の人員基準の変更というところで、すこやか両津に居宅介護の支援事業を統合するということについての理由をもう一度明確にちょっと教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

今回の介護保険制度の改正に伴いまして、介護支援事業所、ケアマネジャーの事業所の管理者につきましては主任ケアマネジャーの資格を有する者というものが盛り込まれまして、経過措置としまして令和9年3月末までに管理者は主任ケアマネジャーであることという制度改正が行われました。これまで歌代の

里、すこやか両津については主任ケアマネジャーが管理者ではございませんでしたので、今回事業を統合して2人体制で居宅介護支援事業所を運営することで併せて主任ケアマネジャーの育成を図りたいということを目的に一本化させていただいたものです。これにつきましては、本年度5月から経過措置として取り組みまして、利用者への影響もないということで今回正式に条例改正させていただくということで提案させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、主任ケアマネジャーの設置ということで、こちらのほうは制度として、市民サービスとして充実するというので考えてよろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

5年後、主任ケアマネジャーの資格がないと佐渡市においてケアマネジャーの事業所を運営することができませんので、人材不足が懸念される中、5年後も佐渡市として介護支援ケアマネジャーの事業所を運営することができるということで市民サービスにつながるものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

近藤和義君。

○19番（近藤和義君） これショートステイを廃止すると書いてありますが、代わりにどこがやるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

すこやか両津の短期入所生活介護につきましては、平成30年6月から実際事業を休止しておりまして、現在のショートステイの利用者の動向などから、ここの部分は事業再開しなくてもショートステイは島内需要を賄えるという判断で事業のほう廃止のみということで、新たな事業所のほうは運営を考えておりません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） ショートステイを廃止していた理由は分かりませんが、原因も分かりませんが、希望者がいないので廃止するというのはうそですよ。物すごく希望者が多いけれども、例えば佐渡市側の、すこやか両津側の人員が足りないでしばらく休んでいたとかほかの理由ではないですか。それとも、

歌代の里を新しく民間委託するところへショートステイをくっつけるためにここを廃止するというような理由なら納得できますが、今の説明では納得いく説明ではありません。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

すこやか両津の短期入所生活介護につきましては、令和3年11月末をもちまして指定の期間、県の認可の期間が終了します。現在すこやか両津の人材の中ではこちらの短期入所をもう一度運営することができない人材の数になっておりますので、人材面でも運営できないということも一つありますし、現在すこやか両津の短期入所は行えませんが、短期入所療養介護には空きがございますし、歌代の里のショートステイにも空きがございますので、現在の短期入所の需要の中では賄い切れるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 短期入所はなくなるが、短期療養はすこやかが続けると言いましたか。それちょっと短期療養というのを説明してもらえますか。

それともう一つ、歌代の里のほうはショートステイの枠があるけれども、まだずっと空いているということをおっしゃいましたか。そういう答弁でしたか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

まず、歌代の里のほうですが、長期入所のほうの入院患者とかが多いことから、長期入所のベッドを利用しての短期入所はまだ空きがございますので、そちらのほうを使えば歌代の里での短期、稼働率が140%とか150%というような使い方になりますが、そういう部分での使い方がまだ可能ということです。

あと、すこやか両津の短期療養につきましては、短期入所は廃止しますが、リハビリつきの短期療養、短期の療養入所は事業継続して運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 介護保険事業計画のほうでやりたいと思うのだけれども、人がいなくてやれないというなら分かるのだけれども、やっぱり今特養に入りたくても入れない、ショートステイで3週間ぐらいつないで何とかやりくりしているという話もよく聞いたのがこれまでです。実際そういう方というのはいっぱいいるのではないの。ここは、今コロナの中で介護の求人がすごく離れていくのもあって、求人もできないというのは特に聞いているけれども、やっぱりここは高齢者の多い島としてはしっかりやらないといけないところではないのですか、市長。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） もともと事業継続をしていないという面もございますし、その中でやりくりができるという判断、そしてもちろん人材の不足という点、そういうのを総合的に加味しながら今回判断せざる

を得ないというところがございますので、希望の方がいらっしゃる場合はいろいろな形で対応できるように、その中でケアマネジャー始め相談を受けながら対応していくということになるのだろうと考えています。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今回のコロナで病院見ても分かるでしょう。入るか入らないかってぎゅうぎゅうやってきたけれども、いざ何かが起こったら機能として対応できなかった。これがコロナの最大の教訓なのです。そういう意味でいうと、今は足りているかも、足りているという言い方なのだけれども、もう入れないって諦めている方もいるし、負担の重さで入れない方もいるし、実際に例えば8050問題、80歳の親が50歳のひきこもりの息子を見ているというのが社会問題になっているけれども、そういう問題も含めて考えたらこれ何らか対応しないと、事業は全体として需要がないから減らせばいいという話では私ないと思うのだけれども、その辺はどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

現在の介護保険事業計画の中では需要のほうは賄えているということですが、この後歌代の里の民営化の整備のほうも進めておりますので、短期入所の必要性についてはその整備床数のところでも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 先ほど高齢福祉課長のほうから令和3年で指定が終わるということでお聞きしましたが、これも人員不足、人材不足ということなのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

11月末で指定更新を迎えるものを再度指定の更新をするということになりますと4人ほどの人材確保が必要になります。現在この4人の人材確保というのも難しいことと、島内の需要が現在賄われているというこの2点の理由から今回条例提案させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 高齢福祉課長のほうから需要を満たされて何とかなっているというお話ありましたが、1日でもいい、2日でもいいというご家族の方たくさんいらっしゃいます。実は私の母親もこちらにしばらくお世話になったこともあります。やっぱりどこでも扱ってもらえないというところで非常に皆さんご苦労されていると思います。4人ほどの不足というところもあると思うのですが、何とか努力して高齢者の見守り、そして預かる場所というのを確保いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 答弁は要りませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） これは、それこそさっきの話で地元の集落との話合いの下でやるというのは分かるのだけれども、具体的にこれどういった感じになるのですか。ここに書いてあることのみ提案理由なのだから、地元の方が集会所として使うのにあれするのかなとか、何かそんなのありますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

この施設の譲渡につきましては、古くは平成20年頃から集落のほうとお話合いのほうさせていただきました。ただ、その頃は国、県の補助金の返還時期があるということで、この時期の返還について集落と話合いをしたものでございます。具体的には今後譲渡するということになりますと、集落での運営面、意向というものが反映されての施設運営ということになります。具体的には地域に伝わる民謡や芸能を通じた交流人口の拡大であるとか地域コミュニティーの活性化、あるいはまた集落の拠点施設としての活用、そうしたものが期待できるというふう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今地域振興課長が言ったように過去からいろいろあったというのは知っているのだけれども、そうすると地域に移譲して、くれてやって、地域で今と似たような形のことをもっともっと幅広くやっていくというのが地域の意向だという理解でいいのかな。何を言いたいかということ、市長が言ったように地域の活性化やいろいろなことということになると、こういったことが題材となってそこに人材も、地域おこし協力隊入れてあげるとかしながらやっていくというのが一つの方法だと思うので、そういう仕掛けなのかなと思ったのですが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

今回の譲渡により地区独自の活性化、この地区につきましては民謡や芸能、そういったものを活用しての活性化というものが図られますので、地域独自の活性化というものが十分期待できるというふう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

ここで換気のため15分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時47分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議員の皆さんにお願いがありますが、所管に係る件につきましてはなるべく所管の委員会で質疑をお願いしたいというふうに思います。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） いいえ、お願いをいたします。

議案第17号 佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） これは、佐渡市露店市場管理条例の一部ということで新穂地区についてだけ今回は条例改正ということなのですが、恐らくこういうのに出店していらっしゃる方というのはあっちこっちぐるぐる回っていると思うのです。これ新穂だけ、ごめんなさい、新穂と畑野ですね。ごめんなさい、新町もあるですね。違う、ごめんなさい。これは、今回は新穂と畑野だけですが、ほかについてはなかったのでしょうか。どういう経緯でこれが上がってきたのかを説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 今回の条例改正につきましては、条例のつくりの中で新穂と畑野だけが開設区域を具体的に示しております。ほかのところは行政区だけなのですが、新穂につきましては括弧書きで佐渡市新穂就業改善センターということになっております。現在そこに限定されるということなのですが、具体的には車両の交通量が多く、利用者の方の安全確保が難しいということでございますので、同じ新穂瓜生屋地区ではありますが、こうした限定というものを取らせていただいたということでございます。そうしますと、畑野地区のみさらに細かい中町というものがついておりますので、それにつきましても他の地区と合わせるように開設区の括弧書きを削除させていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 詳細、場所について細かく書いてあるのが2か所というところなのですが、ただ車両の交通量が多いというのは、例えば河原田諏訪町とか非常に多いと思うのです。同じような観点で見直さなかったのか。私は、これ健康寿命日本一と関係あると思うのです。作った方が売れるということがすごく大事で、そういう意味ではもっとこの露店市の人たちが出やすい環境づくりでこの点本的に私はやるべきだったのではないかとと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 今回につきましては、特に安全確保が難しいという新穂地区を先に改正させていただいたところがございますが、ほかの地区につきましても調査のほう行っておりますので、そちらの精査をいたしまして、必要であれば今後の改正等につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 財産の無償譲渡について（相川民話の館）の質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） この相川民話の館、土地はどちらの所有であったのか、その辺のところを説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

この施設につきましては、平成12年に建設をいたしました。その際の土地につきましては地元所有者の方が無償で提供を受けたというところがございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市辺地総合整備計画（令和元年度～令和3年度）の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 市道路線の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） これ議員全員協議会のときに資料の提出をお願いして、出していただきましてありがとうございます。それで、これを見てちょっとやっぱりよく分からないのは、私はまず佐渡市に、言ってみればまた管理しなければいけない道路が増えるという印象があります。これは、国道350号の国仲バイパスを県が整備する。その認定のためにこのバイパス事業実施の要件ということで佐渡市が今既にある国道の一部を佐渡市の市道にしなければいけないと。この要件というのは一体何なのでしょうか。まず、そこのご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

通常バイパス、県道、国道等のバイパス工事につきましては、最終的にバイパスが完成した暁に既設の道路についてどのように取り扱うかということになります。そうしたときに県道で延長する場合がありますし、既設の部分の国道については市道に認定すると、市道に移管するというご事情でございます。今回の国道バイパスにつきましては、一旦ダブル認定、いわゆる国道の状態ですべて市道認定をして、国道バイパスが供用開始された暁には市道の認定されたところを市道供用開始して市のほうで管理していくという形になりますので、一般的には事業を開始する段階で将来的な方向性も示すということが大きな要件という形になります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 国道の路線が重なるという考え方で、それを将来回避していくということなのだと思うのですが、そもそもこの国仲のバイパス延伸というのは今後必要なのかということ、私はそこを佐渡市がどう考えているかと。というのは、先ほど例えば辺地総合整備計画なども見ますと、このバイパスができることで中心市街地が空洞化するという問題なども指摘されています。そうすると、バイパス造るときというのはまちづくりと、しっかり考えなければいけない。これは、国道のバイパスなので、県がつくっている計画なのだと思うのですが、そこのところやっぱりちゃんと協議しておられるのでしょうか。佐渡市として、金井の一部が国道ではなくなって佐渡市が管理しなければいけないとか、私はデメリットも結構あるのではないかと思うのです。こういう議論がどうなされたのかということ。

それから、管理する道路が増えるということで、それにかかる費用というのはどのくらいこれ要るのでしょうか。

それから、先ほど言いましたけれども、バイパスができることで廃れるかもしれない地元があるかもしれない。そういうことは、地元のこの路線の方々と話合いをしているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

まず、国道バイパスそのものが必要かどうかという件につきましては、当時平成9年頃から事業を開始しております。そのときにも様々な議論がされて、このバイパス計画が立てられたものというふうに認識しております。当然渋滞緩和等々含めてこの計画が実施されたものということでございます。

もう一点、この後市が認定して管理したときに費用がどれくらいかかるのかということにつきましては算定しておりません。ただし、今全体計画として佐和田地区から大和地区までが8.65キロメートルの予定でございます。そのうち約4.66キロメートル、要するに中原から千種沖までが完了しております。その完了したバイパスについては、約20年余りかかっているというふうに認識しております。残り4キロメートルとなりますので、私見でございますけれども、15年以上はかかるのではないかとこのように考えております。これは、あくまでも年々の予算確保によるかと思っておりますけれども、そういうふうに認識しています。完成するまでの間はあくまでも、今回は市道認定しますが、供用開始するわけではないので、17年、15年以上につきましては新潟県のほうで今の路線を管理していくというふうになりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 一番最後のところちょっとご説明がなかったのですけれども、中心市街地が空洞化するという問題は既に起きています。そのことは、既にこの辺地総合整備計画の中でもはっきりと指摘されているところです。ここの佐和田でいえば河原田とか沢根はバイパスができたことで中心市街地は素通りになっていく。ただ、高い路線価はそのまま残っていくといういろいろな問題があります。ですから、周辺の地域住民にやっぱり説明をするべきだと思うのです。あと15年あるからいいのですとか、そういう話ではなくて、必要がない道なのであれば、それは佐渡市としては結構ですと、市道として管理もしませんという選択肢も私はあるのではないかと思います。一番大事なのはやっぱり地域の住民に説明をきちんとしていくこと。そこはどうなっているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

先ほども説明しましたけれども、平成9年からの計画でございます。その前からの事業計画を立てておる中で、一定程度の概略の法線は地域住民に示されてきているものと思います。ただ、今回の事業化に向けて、ついでにはもう既に大和地区も含めて終点のほうについても同意形成に向けて説明会を実施しておりますし、また土地改良区、圃場整備等も絡めながら進めていく方向で、今それぞれの地区に入りながら県のほうで説明会等を実施しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 所管でないのでお聞きをしますが、私のちょっと認識が違ったのだけれども、結果的に言うところまで、県が見るといえるのでしょう。だけれども、市道認定はする。そうすると、交付税

はどうなりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

交付税につきまして、供用開始ということは我々が市道認定して、その後実際に使うようになると供用開始の告示をします。その年から交付税が算定されると、入ってくるという形になります。なので、当面の間はこの分は入りません。交付税としては算出されません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、私が思ったのは、供用開始前後に市道認定すればいいものかなというふうな私は認識だったものだから、何でこんなに早くやらなければいけないのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

一般的にこのバイパス工事等事業につきましては、現在の道路、国道の部分をどのように将来的に扱うのかということを示しつつ国から県、補助事業、補助をもらいながら整備していくというのが一般的でございます。そういうところが一般的な要件ということで説明させていただいたということです。

それと、市道の認定はしますけれども、供用開始する区間についての経費はこちらのほうではかからないということでご理解をお願いします。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 15年以上かかるのではないかという今の答弁ですが、圃場整理と一緒にこれやる計画ですね。1工区と2工区と2つの工区に分けて合計で120町歩。つまり15年間は圃場整理もかかると理解していいのですか。そういうことですね。道がかかるのに15年、17年かかるなら、その間の基盤整備もその年数がかかっていくのか、それとも順次2つの工区が、今度は田んぼつくれるよ、今度は次から基盤整備にひっかけて道路もつくけれども、野菜2割作らないといけないのが緩和されるよという話になるのか、農業関係の基盤整備との絡みはどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

先ほど私が私見で15年以上かかるのではないかというお話しさせていただいたところです。これは、あくまで私の計算だけの話です。その間の基盤整備の事業については、土地改良区等と県のほうがお話する中でやることなので、具体的なことがここでは申し上げられません。ただ、農業者に関係することですので、その辺は具体的な、詳細にわたって協議しながら詰めていくものと認識しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第17号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第23号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今年度の当初予算は、市長も言ったとおり15か月予算ということで、この辺も含めて新年度予算で見なければいけないのだけれども、どうしても気になることを聞きたいのだけれども、新型コロナウイルスの地方創生の臨時交付金の関係です。本省繰越云々ということもあるのだけれども、国の通知によると3月上旬までに確定をしてやってと。今回のコロナの地方創生の臨時交付金というのは、交付税と違って余れば返さなければならないという中身なわけですよ。そういう意味でいうと、今回使うのが1億7,300万円ということなのだけれども、これは確定額はまだ正確に決まっていなくても、第一次が全国で7,000億円で新潟県が78億円、第二次が1兆9,500億円で新潟県が241億2,000万円か。今回が約3兆円でしょう。ということでいうと、第二次並みに来るのかなというふうに思ってしまうのです、単純計算でいうと。もちろん感染拡大地域とそうでない地域というのはあるのだろうと思うのだけれども、それで繰越の部分はまだ表に出ていない。補正でも出ていないし、当初予算でも出ていない。地方自治体の予算は総計予算原則ですから、本来年度のもの全部出すということなのだけれども、そうはなっていないという。隠れた部分というのはこれ一体幾らあるのかということをもっと聞いておきたい。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

まず、一次、二次のほうからちょっと説明をさせていただきたいと思います。今まで臨時交付金、一次、二次合わせまして13億6,977万7,000円いただいております。今回第三次といたしまして5億2,124万6,000円来ております。それに国庫補助裏といたしまして7,200万円程度いただくというような形になってございます。この間、12月のコロナに負けるな！！の支援と今回住宅リフォーム等のものを含めまして、一次、二次の余った部分と今回三次でいただいた中で充当させていただいております。それ以外の三次補正でいただいた分、約4億2,000万円ほどになりますが、こちらを国のほうで本省繰越をしていただきます。それにつきましては、新年度予算に対して対象になるのかというふうに考えております。今回一次、二次と三次の約1億円になりますが、こちらのほうにつきましては市のほうで繰越を申請をしていくような形になります。全体としまして5億2,000万円のうち4億円ちょっとについては本省繰越、1億円につきましては市のほうで繰越の申請をしていくというような流れになっていくかと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、ざっくり言うとあと4億円残っているということですよ。つまり今回の補正と当初の中でのっていないのがあと4億円、それも事業費ではないわけでしょう。国から来る予算とするならば、事業費としてはもっと増えていく可能性も私はあるのだと見ているわけです。私もこの

国の一番新しい通知、これ読んでいたら予算書を開く時間なくなったのだけれども、見ると、結果的に言うところ3月いっぱい確定をしてやる、これは国のメニューに合っているかどうかで確定するという要素にはなっているけれども、コロナのことがあるので、大体出してくれるみたいな要素もあるのだけれども、そうすると3月中に確定しろという言い方が国の通知になっていますよね。そうすると、早い時期の4月に入ってすぐ臨時議会か何かで4億円の使い道決めていくことに私なるのだというふうに見るのだけれども、その辺はどうですかというのが1点です。

2つ目、予算やらないと議長が怒るので、15ページの地方消費税交付金、これ増えていますよね。それと、下の使用料、手数料との関係です。コロナ禍の影響によって、減収補填債ではないけれども、収入が減るということを見込んで新年度予算の交付税もいろいろなもの計算しているというのものもあるのだけれども、この使用料などが減るのは分かるのです、今回のコロナの中で。何で上のこの消費税交付金が増えるのか。これは言うまでもありませんが、10%のうち2.2%分が新潟県に来て、そのうちを市町村と県で分けるという話なのだけれども、これも減るのではないかって私見るのだけれども、その辺はよく分からないので、ちょっと教えてください。2つ。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

前回一次、二次、今年度分につきましては2月に計画全て出させていただきました。それについて、今年度繰越分も含めて国のほうには申請をしております。今回国のほうに本省繰越をする金額が先ほど申しました4億2,000万円、こちらが本省繰越になります。これにつきましては3月中に実施計画、こちらを提出しろというような形になってきます。こちらで実施計画をした事業で、年度内の執行するものについて対象になるというような流れになろうかと思えます。

もう一点でございます。地域租税のほうで増額になった部分でございますが、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金のほうですが、こちらにつきましては国の三次補正分で滞在型観光促進事業、こちらを3月補正のほうで計上している分で3,200万円ほど増額という形でさせていただいております。

○議長（佐藤 孝君） 財政課長のほうから説明をお願いしてもらいます。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

地方消費税交付金、今回1,920万4,000円の増で計上させていただいております。こちらの理由としましては、当初予算で見込んだとき、これ見込み方としては前年の決算見込額に地財の率を掛けて想定して計上しているものなのですが、当初予算については前年度の決算見込みを9億4,600万円として見込んで、そこで地財の率1.31%、31%増で見たのですが、実際の決算額が9億4,600万円よりもちょっと上振れしまして、10億2,100万円程度といったところで元の数字が上がったものですから、今回1,920万4,000円を増額計上させていただいております。ちなみに、昨年の決算から見まして、今回の決算を見ますと22%ほど増というところで、地財の31%ほどには届きませんでした、その辺がコロナの影響若干出ている部分だと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 後段のほうから行きますけれども、分かりやすく言えば、コロナで消費が減っているから、消費税も入ってくるのは少ないはずでしょうと。だけれども、今増えたのは何ですか。これ見ても分かるように使用料、手数料は減っているから、消費税やいろいろなものも減っている。何ですかと聞いたら、あなたは要は少なく見積もっておきましたからというような話には私は取ったのだけれども、そのことを聞いているので、最後にちらっと言ったけれども、もうちょっと詳しく。

それともう一つ、残り4億円ぐらいのやつは、今、この間市長がいろいろな各地域回って話も聞いているけれども、そういったものも入れて、やっぱり新潟県のコロナそのものは減っていませんよね。大きくはないけれども。やっぱりその辺の対策を、だから4月頃にまたなのかなと思うのだけれども、その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、4億円の使い道といいますか、対策についてですけれども、既に様々な形で議論をして、今回事業の形にして繰り越すのか、本省繰越にするのかという2点で予算編成を考えさせていただいたものでございます。この4億円については、具体的になぜ踏み込めないのかという今の状況で申し上げますと、まずコロナの状況がいつまでどのような影響があるのか。そしてまた、飲食店等今大変な状況になっておりますし、観光ももちろん大変でございます。そこでは今度国のG o T oないし有人国境離島の支援割引、そして今県が今回補正でお話しておるといふうに聞いておる飲食店等への支援、補償金等のこの政策を見ていかない限り、4億円では現金を配布するような形では全く足りない予算でございますし、やはりどのような形で経済を動かしていくという形にするのかどうか含めてコロナの全体の動き、国のこれからの補助金の在り方、そして県の在り方、そしてもう一方は首都圏に出されている緊急事態宣言がどうなるか。やはりこういう動こうとするマインドのときに手を打たないと、冷え込んでいるマインドのときに手を打っても、4億円という金額では大きな効果は得られないだろうというふうに判断しておるところでございます。そういう部分で今やはり東京の状況、そして県の補正予算、そして今国がまたいろいろ議論をするというような情報も入っておりますので、コロナ対策の支援、そういうものを踏まえながら3月に議論をして、また議員全員協議会等折を通しながら、今回この4億円の使い道については議会のほうとちょっと意見交換しながら対策、タイミング合わせて考えていきたいと、現在そういうふう考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） 地方消費税交付金ですが、金額が分からない部分がありますので、予算ですので、堅く見積もらせていただいております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに歳入についての質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号についての歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費から 4 款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6 番（後藤勇典君） 2 款総務費、ページでいうところの29ページのところなのですが、今回新型コロナウイルス対策ということで盛られております離島滞在型観光個人旅行促進業務委託料、こちらなのですが、いわゆるだっちゃんコインを使ってという話だとは思うのですが、以前もほかの議員の方からの質疑があったかと思いますが、地元の事業者の中で現金化をより早めてほしいというような話があったかと思えます。その点について、今回何かしらのその改善点だとかというのが反映されているのか。されていないのだったらその理由とか、あと現状現金化するのにどのぐらいの日数を要するか、もう一回説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

今回だっちゃんコインを使って離島滞在、佐渡で滞在する 1 泊当たり5,000ポイントを付与するというようなスキームでございます。今回は、今まで事業者におおむね1万ポイント、1万円です。1万円たまったら振り込みますよというような内容でやられていました。これは、事業者の規模によって内容は違うかと思えます。というのも振込手数料がそれぞれかかりますので、ある程度金額がたまってから精算しますというようなスキームでした。今回につきましては国の交付金を活用しまして、こちらのランニングコスト、その分も事業に反映させていただいておりますので、今後観光交流機構のほうと詳細を打合せして決めていきたいと思えます。なるべく早い精算を目指したいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費から 4 款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、5 款労働費から 8 款土木費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 土木費、55ページの住宅リフォーム支援事業について。市民の皆さんが住宅をより住みやすくし、かつ市内にお金が回って、業者の皆さんも仕事があって喜ぶと。これ地域の経済をもっと活発にしたいという、そういう趣旨、目的なのか。それと、今までのリフォーム支援事業との違いがあるとしたら何か。

以上 2 点について、まず市長にお伺いしたい。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 住宅リフォーム支援事業、新型コロナウイルス対策というふうに予算書にも明示されておるわけでございます。新型コロナウイルスの中で住宅を改修するというのももちろん新型コロナウイルス対策としてありでしょうし、やはり新型コロナウイルスの中で経済が動かない中でリフォーム事業で経済対策として動かしていくと、その両面を私自身は考えているところでございます。そういう意味で新型コロナウイルス対策の交付金でやらさせ

ていただくというふうに考えているところでございます。

詳細については建設課長から申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

平成28年から平成30年まで住環境整備事業ということで経済対策ではなくて、優先順位をつけながら高齢者向けの事業をやってきたところでございます。今回につきましては、あくまでも経済対策並びに子育て支援という観点から事業をやるものという認識、計画しております。今回の主な補助内容につきましては、事業費としては10万円以上、そして対象工事費の5分の1を補助するという形です。これは、今までと同じでございます。上限額でございますけれども、平成28年から平成30年までやった事業と違って、今回、15万円から20万円の20市の平均的な補助でございますので、今回我々のほうも上限額を当初平成23、24年頃行っていた20万円の補助としたいというふうに考えております。そして、子育て世帯につきましては、10万円の上乗せの上限額をつけるという内容でございます。今までの補助制度の関係は、1度リフォーム事業を受けたものについては、事業を受けられなかったのですが、今回は経済対策を兼ねておりますので、今まで補助を受けた方も対象というふうに考えております。

簡単ですが、以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最後ですけれども、この住宅リフォーム支援事業はこれから3か年事業計画なのか、あるいは1年限りの事業なのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

今回については、新型コロナ対策ということで臨時交付金を採用しております観点から、基本的に経済対策ということなので、今のところ単年度というふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 52ページ、53ページにあります除雪費です。今年は、非常に新潟県は降雪が多く積雪が多かったので、国はもっと新潟県全体に対しても支援するのかなと思っていたのですが、この国県支出金がマイナス2,176万円になっていて、地方債も140万円マイナスになっている。どうしてこういうことになっているのか。それとも、目に見えるものはこうだけれども、実はたくさん国からは支出金が出たのだけれども、何かあってマイナスになっているのか、この辺はどうなっているのでしょうか。私は、もうちょっと国とか県が地方自治体を見ていいのではないかと思うのですけれども、数字について教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 説明します。

まず、当初予算の中では国のほうに予算要求する中で4,000万円程度、これ歳入ちょっと見ていないの

ですが、4,000万円程度予算を上げていたかというふうに認識しております。実際に内示が出たのは1,700万円程度でございました。その後今回各地区で豪雪ということで二次補正、三次補正の中で550万円ほど内示が出たということで、それを差し引いたもので今回計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

除雪費の地方債の減ですが、こちらの歳出の説明のほうありますが、機械器具購入費の減というところで除雪車のほうの請け差による減があったため、起債のほうも減額しております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 2点あります。まず、5款労働費の部分で43ページなのですけれども、雇用促進事業でキャリアアップ支援事業補助金の減ということで、今回補正で735万円ということで上げられておりますが、こちらは非正規雇用の方を正規に変えたときにその上乘せで補助、助成するものであります。これが減になった理由についてお聞かせいただきたいと思っております。恐らくコロナの関係はあると思うのですけれども、そんなにコロナって影響するのかなというところもありますし、どういう理由だったのかというその分析の部分お聞かせください。

続きまして、7款商工費、今度49ページに行きます。こちら真ん中ほどにあるプレミアム商品券の発行事業について印刷製本費と、それから手数料減でそれぞれ100万円ずつ計約200万円減となっております。これの中身、内容説明、何か不具合あってそういうふうになったわけではないと思っておりますが、説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

キャリアアップ助成金につきましては、当初予算計上の際、事業者等の意向を確認して計上させていただいたところなのですが、事業者のほう様々な理由があります。最終的に国への申請に至らなかったということで見込額で今回減額補正ということにさせていただきました。

続きまして、商品券関係でございますが、こちらにつきましては当初の見込みのほうが若干多かったということで、特段何か事故等があったということではないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） キャリアアップの部分なのですけれども、企業において様々な理由があつてそのようになったということなのですけれども、その様々な理由の中身について、これ言える範囲でいいのですけれども、具体的にどういう事例で、事案でそういうふうになったのか。というのも令和3年度にも、今回キャリアアップ、引き続き予算が盛られております。予算額が半分ぐらいに減っているのですけれども、そういったところも鑑みまして、ちゃんと考えられているかというのも後で聞きたいと思っておりますが、まずもって今回についてその様々な理由の中身、言える範囲で説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

当初予算の時点におきましては、やはり積極的に活用したいということでの手挙げということもありましたし、私どものほうも予算不足を生じてはいけないということで盛らせていただいたところなのですが、今回につきましてはやはり全ての事業者に確認したところではないのですが、やはりこういった経営的なものもあるかと思えます。この国への助成申請、ついでには市のほうの助成申請にも至らなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） ちなみになのですけれども、このキャリアアップの補助事業なのですが、令和2年度が国からの補助がある最終年度ということによろしいですか。次年度も引き続きあるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

キャリアアップ助成金の事業につきましては、国のほうは引き続き支援がございます。ただ、令和3年度私どもにつきましては、事業の見直しをさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 3点ほど聞きます。1つは、先ほど住宅リフォームのことで思い出したので、何か水関係で住環境と云々と言ったので、それどうなったのかなということで大変期待が持たれているので、まずそれ、今までと全然変わらないみたいな話で、市長、あれだけ力強く言っていたではないかという声もあったので、それまず聞いておきたいのが1つです。

2つ目、新潟は豪雪でした。佐渡も例年になく雪が降ったし、台風以上の風が吹き荒れたわけです。その辺の受託業務はいいのだけれども、そこで産業振興のことで聞きたいのです。新潟辺りでいうと積雪によってハウスが潰れたというのがある。佐渡の場合も一定程度あるのではないかというふうに思うのだけれども、皆さん方プロだから分かるだろうけれども、積雪深、つまり毎日積もった雪がどのくらいになると国の支援が来る云々というのが基準が一つあると思うのです。佐渡全体では25センチだというのが私の現在つかんでいる基準。両津で36センチ、相川で20センチ、佐和田で24センチ、羽茂で21センチというのが今の基準のようなのですが、そうすると新潟はもちろん大雪、佐渡も大雪だけれども、台風並みの風が吹いてハウスやいろいろなものが傷んだというときに、これ何らかの支援対策、私要るのではないかと思います。産業振興という意味で。これは、平成26年頃から豪雨やいろいろなことでありますが、ハウスの撤去費用は市町村が事業化すればできるというのが私一つあると思うので、それはどうなのかというのが1つ。

3つ目、国の予算を受けて県が実際問題ハウスの今度は建てるほうの支援についても予算化をしています。そういったものに上乗せをして支援をしていく。例えば共済に入っていれば一定程度、かなり額は上

がるのだけれども、入っていない場合は負担が増えるから、そういったところに、これもコロナと言ったらいいかどうか、そういうものはないのかというのが1つです。

もう一つは、これもうご承知だと思うのですが、新潟県の当初予算の中で事業継続支援、とりわけこれまでは酒類を提供する飲食店などというのが国の扱いでしたが、現在は飲食店に全般変わっています。そんな中で新潟県の事業継続支援金、飲食業に支援する。つまり言葉を換えて、飲み屋みたいなのも対象になるという事業なのです。この間ホームページも出ていましたが、持続化給付金の関係の上乗せのやつはもう3月いっぱい締切りですから、早くやってくださいよというのは告知もしているし、介護保険もやっているし、国保だけやっていないのだけれども、やっているというのは非常に私いいことだと思うのだけれども。これとは別個に新潟県の対応でできるわけだから、島根県だったかの知事ではないけれども、東京は確かに大変だけれども、地方だっていろいろな影響を受けて、夜の飲み屋やいろいろなところへ出ないということで本当に深刻なので、例えば県の事業でいうと1件当たり20万円だったかな、20%以上減少で、飲食店、カラオケ店を営む業者、そこにピンポイントに当ててきていますから、これは何だか上乗せや何かを私やるべきではないかと思うのだけれども、一切今回は出ていない。先ほどの話だと4月にやるのかもしれないけれども、その辺はどうなっているのかというのをお尋ねをしたい。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 住環境整備ということで、以前議員からもご質問あったような水の問題含めて私自身佐渡のエネルギーの部分、エコ環境、エコ家電制度を含めてこの住宅リフォームというところで一つ議論をしたところでございますが、やはり住宅リフォームとちょっとセットにするとなかなかスキームとして難しいということで、最終的に事業化について今回の予算では間に合わなかったというところでございます。この4億円の財源も含めながら、コロナからの住環境整備、併せてまたエネルギー、エコ家電も併せて何らかの策、手法を経済対策と併せながら取っていくということを一つ念頭に入れながら、ちょっとエコ家電と、家電という範囲も広いもので、そのスキーム含めてもう少し検討が必要だというふうに考えておりますので、もう少しお時間をいただきたいというところでございます。

ハウスの状況につきましては、私自身もこの雪の状況、風の状況で農業政策課のほうから被害のほうを見て、調査をしておるところでございます。ただ、佐渡の場合、園芸ハウスというより、どちらかというところと育苗ハウスのほうが多くてビニールを外している方も多いという点もございます。そういう部分で本当に被害対策が必要かどうか、現在の状況を踏まえて農業政策課長のほうからご説明をさせていただきます。

事業計画支援、これも一つ大きなポイントだというふうに考えております。私どもも飲食店等の支援というのをずっと2月頃から国の非常事態宣言を踏まえて、これは東京だけではなくて、まして東京は休業した場合支援が出るのですが、我々のところは人が行かなくても支援が出ないわけでございます。やはりこれは非常におかしな制度であるということは、国会議員等も含めて私ども市長としても申入れをして、国に何らかの対策を取ってほしいということは要望を实はしておるところでございます。ただ、いろいろな政策の枠の中で難しいということはお答えとしてはあったというふうに記憶しております。その中でどういうふうに支援をしたらいいのか。先ほど申し上げたように、やはり私どもの資金でお金を配るというのは非常に財源の面で厳しくなる。そういう面では、できたらそのお店に足を運べるよう

な支援がいいのではないかとこのころで考えておるところでございます。それにはやはり東京の非常事態宣言が外れて、島民の皆様も少し出て食べようか、少し飲みに行こうかというマインドが出たときがチャンスだと思っております。その辺の状況を見ながら、4億円というあまり大きくもないし、小さくもないという金額だと思っておりますので、これの活用の仕方がどう効果的なのか、もうしばらく今のコロナの状況を見た上で3月に我々も議論をして、また議員全員協議会等を含めて議会の皆様とも相談をして、効率的に、また効果的なタイミングでの対策というものを考えていきたいと、そういうふう考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ハウスのほうの被害です。大雪、風、これで一部佐渡の中でもパイプハウスの被害が出ております。国のほうでは、国は繰越予算でやると。ただし、自治体のほうに関しては令和3年度予算でいいという情報が入っております。現在共済組合、それから共済に入っていない方は私たちが把握できませんので、JAを通じて個々に該当した方に声かけしております。ただし、事業費が50万円以上という情報がありますので、そこに対して該当するかどうか、これから関係者から報告いただいて協議したいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 後段から行きます。まず1つは、ハウスの場合は撤去する問題と新たに支援する問題、担当部署が違うのですよね。分かっていますよね。違うのです。農業政策課ではなく環境対策課なのです。つまりハウスの鉄骨をどうするかということで、これも一定程度要件あるのを知っていて一応言っているのだけれども、要件さえ満たせば、市が事業化すれば農家の負担がないというのだ、環境対策として。これもともと平成26年頃からある制度。今農業政策課長が言ったのは、これ県の令和2年度補正予算、今やっているわけで、もう出たのかな、農林水産部の中で豪雪被害対応ということになっている。確かに佐渡は豪雪ではないかもしれないけれども、あそこが豪雪のときには今回みたいなとてもすごい風が吹いているいろいろなものに影響するのだ、これはやっぱりどんどん言っていかないと、事業採択も何もありません。その辺でいうと、もうちょっと一工夫要るのではないかと思います。ちょっと今年の積雪深というのは、佐渡は一体何センチでしたか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

大変申し訳ありません。把握しておりません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 撤去ではなくて廃棄。でも環境対策のやつなのです。これは、豪雪地帯だと1メートルを超えなければ駄目だということになっている、実は。だから、積雪深聞いたのです。佐渡の場合は25センチということになっているけれども、新潟以外は80センチ降るのは当たり前。佐渡は、25センチを超えて50センチになれば倍なのだから、こういったことをやっぱりしっかり訴えていかないと、今回の大雪のやつでも九州やあっちのほうでも除雪費が出ているぐらいなのです。だから、そうしないと駄目なの

で、ハウスの撤去、廃棄については事業化、国の制度はそういうのがあるのだけれども、数がそう多くない。市長が言いましたが、実際のあれは多くない、産業ではなくて、稲作の水稲ハウスみたいなものが多いと言うのだけれども、それだって今佐渡の高齢化の中で事業意欲ないということにつながるので、何らか考えるべきではないかと思うがどうか。

それともう一つは、県の継続支援事業は対象になりますね、佐渡も。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 県の継続支援事業は、飲食店に関するものは佐渡ももちろん当然なるというふうに判断していますので、私自身、課長にはもう先般の庁議のときにこれについて準備をするようにというところで指示をしておるところでございますので、漏れがないように県に申請するような仕組み。ただ、どういう形でやっていくのかとか、そういう情報はまだ一切入っておりませんので、県に直接なのか、市が間接するのか、そういうところも含めて県の状況を探っていきたいというふうに思っています。

また、除雪、ハウス等については、いずれにいたしましても被害状況を踏まえて最終的に判断をしていきたいと思っておりますし、この災害については当然雪が多少少なからうが風が強くて、被害を受けたものは一緒でございますので、それにつきましてはしっかりと県にも働きかけていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

5款労働費から8款土木費までについての質疑を終結いたします。

ここで換気のため15分間休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

---

午後 4時00分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、9款消費費から12款公債費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

9款消費費から12款公債費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほどもちらっと言ったのですが、コロナ禍による国保税の減免のやつはこれどうなっていますか。つまり今確定申告の時期で、みんなはつきり分かったわけですよ。ほかの市では、この3月31日までですよ、国の制度でいうと。だから、改めて周知をして、確定申告の時期だからやってもらう。介護保険料のほうは昨日だかホームページに出ていましたので、それは聞きませんが、この間何件ありま

したかということも含めて聞いておきます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

コロナの関係の国保税の減免の状況でございますが、2月末で97件の申請がございました。こちらのほうの周知につきましては、市報であるとか商工会へお願いをしたり、そういったところをしておりますが、国保の保険証、それから納税通知書を出す際にもチラシのほうを入れて周知をしておるところでございます。随時お問合せをいただいた際に電話等で相談を受けまして、対応させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） この減免そのものは国が手当てをします。今回の国の補正でいうと397億円手当てをしていますから、大いにさっき言った、開くべきだと思うのだけれども、ではもう一つの疾病手当のほうはどんな状況ですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

傷病手当金につきましては、こちらのほうも佐渡市国民健康保険税条例で定められておりますけれども、実績としてはゼロ件でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 傷病手当でした。間違えました。

これそもそも佐渡市としては、制度がこれ任意給付ですよ。任意給付で、佐渡市としては傷病手当、私持っていないというふうに理解をしていたのだけれども、今回コロナ特例で急遽傷病手当をつくったという認識でいいですか。この傷病手当そのものはコロナにかかった人ということになっているから、佐渡の場合は今この間あった4件だか3件だかの例しかないというのは分かるのだけれども、傷病手当そのものは任意で持っていないのだけれども、今回のコロナ特例でつくったということでもいいですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

傷病手当金につきましては、先ほどの議案の条例改正のほうでもございましたけれども、国のほうの新型インフルエンザの特別措置法の関係であるとか、そういったところで市において条例で定めるということで佐渡市国民健康保険税条例のほうで定めさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結いたします。

議案第32号 令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

ここで執行部説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 4時07分 休憩

---

午後 4時08分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

議案第34号 令和3年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第34号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 20款の繰入金についてです。予算書のページ数でいうと37ページ、こちらの財政調整基金繰入金が令和3年度当初予算では16億1,000万円というような形で予算が計上されております。こちらの後ほどの歳出の部分とも絡まってくるのですけれども、歳出のほうでは約1.5億円の積立てというような形で、それで令和3年度の当初予算の概要の後ろのほうのページ、23ページに行きますと令和3年度末の見込みとしては約46億円という形になっております。前年度の令和2年度末の見込みが約60億円なので、その点で見ると減ったかなというふうに思います。今後の推移というか、その部分について、結構財政調整基金使っているなという感じが否めません。先般の市長定例記者会見の中でも記者のほうからそういうような質疑ありましたけれども、もう少しプラスアルファで話せる部分があれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

財政調整基金につきましては、令和3年度16億1,000万円の取崩し、それから積立てのほう1億5,900万円ほどで年度末の残高を46億3,100万円ほど見込んでおります。積立てについては、繰越金歳入で3億円を計上しているものですから、その2分の1は積み立てるというルールとなっておりますので、繰越金3億円に対する1億5,000万円、これを積み立てていると、予算計上しています。残りの900万円何がしに

ついては、基金の利息という形で1億5,900万円積み立てています。年度末残高については46億3,000万円というところで、令和3年が16億円、令和2年が今の時点で18億円ぐらい取り崩すというところで、ならずと大体令和元年度から10億円ずつ財政調整基金のほうが減っているような状況で今推移しておるというところで、そういった部分もあり、市長の話の中でも今後一定の見直し、例えば総合計画等の中で10年とか、それから来年、再来年と見越す中で経費の選択だとか事業の選択だとか、あと費用対効果等を見つつ、一定のレベルまで財政調整基金の繰入れのほうは調整していかなければならないというふうを考えておるところであります。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 漠然とした質問なので、本当に恐縮なのですけれども、平成24年、約10年前ぐらいが財政調整基金の残高が約70億円、68億円という形でこちらの概要の23ページのところにあるのですけれども、そこら辺を見ていくと、今がどの程度の水準なのかな、またコロナの関係で自主財源、税収が減るというところも予想されますし、また令和3年終わってみれば、多少盛り返しの部分もあるとは思いますが、最低限財政調整基金としてはこのぐらいの額を下回るとまずいかなというような、そういう何か指標みたいなものってお持ちなのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

財政調整基金の適当な金額というか、そういった金額につきましては、よく自治体のほうで、いろいろそういう指標を出しておりまして、標準財政規模の10%ないし20%というところが多いのが実態で、本市においても20%程度というところで、それが50数億円という金額になります。だけれども、今年度につきましてはやはりコロナに準じるような支出が非常に多かったというところで、例年ですと会計を締めて決算で繰り越したときに一定の余力が生まれ、それで積立て、あるいは財源留保できるのですが、そういったところも今年度については厳しい部分があったというところで、それがちょっと減少の見込みに直結しておるようなところかと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今とも関連するのですが、ちょっと今意外だったのだけれども、財政調整基金の基準というのはない、一般的に財政法上もない。どちらかというと、ため過ぎることのほうが危険であるということで、これも将来ビジョンの財政計画だったかな、30億円か40億円ということが今50億円と言いましたよね。急にぼんと跳ね上がったという気がしたのは、いわゆる副市長が帰ってきたからなのかなと思いつつ聞いていたのだけれども、30億円か40億円ではなかったですかというのが1つです。

そこで聞きたいのだけれども、今コロナの中で全国的な地方財政計画もそうなのだけれども、東京見ても分かるように財政調整基金をどんどん、どんどん使って感染防止もするし、暮らしを応援する、経済を応援するというのが今の自治体の置かれた立場なのです。佐渡市もこれは言うまでもない。財政調整基金でいうならば、類似団体から比べてもべらぼうに持っているということだから、これを使ってでも収束と暮らし応援に使わないといけないのだけれども、そこで聞くのだけれども、ページ数17ページ、地方交付税、さっき言ったのが1つ。これは、さっきもちらっと言いましたが、2020年度もコロナの影響で税収と

かが減収する前提でいろいろな措置を国がやっている。2021年度、つまり令和3年度についてもあらかじめこの税の減収分を前提に地方交付税の増額対応をしていると言っていますよね。そういう意味でいくとこれ少な過ぎるのではないかというのが1つ。

2つ目、先ほどもちょっと言った、25ページ、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の関係、この場合は5,700万円。つまり先ほど言った部分は、ここにまだすぐ4億円が入ってくるという考え方でいいのだというふうに私は思うのだけれども、いかがかと。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

財政調整基金の残高の話で30数億円という議員おっしゃる部分なのですが、そこについては財政計画でつくった10年後程度の姿のところでは30数億円というところで、やはり10年推移していきますとなかなか確保が難しく、その分標準財政規模も落ちていきますので、10%から20%の間というところで推計しております。

次に、今年度の交付税の部分、3億円減というところなのですが、臨時財政対策債と合わすと3,000万円増というところで、そこは2つ合わせた中で増という見込みをしております。

臨時交付金なのですが、議員のおっしゃるとおり、そこに増となるというところでは。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 歳入ですから地方債の項目も含めてお尋ねをするのだけれども、先ほど言ったように全国的には総務省も国も含めて減収分を補填する減収補填債も認めているわけですが、今。全国の自治体の置かれている状況というのは、コロナの収束といろいろなことをやることによって歳入が減っている、財政調整基金も崩すということであると、佐渡市は減収補填債みたいなものを使う考えありますか。これは非常にいいわけで、基準財政需要額の75%が反映されるわけですから、こういうものも組み合わせながら私やる必要もあるかなというふうに思う。その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

減収補填債につきましては、今年度の3月補正に計上しております。今年度は、こういったコロナの中で減収補填債そのものについては法人関係税制の税だけが対象税目であったのですが、今年度は地方でやはり地方消費税とかの減収とかもあって、そういうところを見てくれという地方の声がありまして、令和2年度に限り地方消費税交付金とか譲与税等が対象税目とされ、今年度につきましては佐渡市のほうも地方消費税交付金等の減収の額が交付税の基準財政収入額と乖離しているものから、その分を借入れて、それで借りて交付税算入を受けるというふうな予定にしております。来年度につきましては、結局地方交付税の基準財政収入額と実際の収入の乖離がどれだけかということが分からないとできないし、あと今のところ令和2年度限りと言われているものから、その辺のところが変わってくれば申請しますし、法人関係税であれば通常そういった税目があるのですが、今ほど今年度について大きな乖離がなかったというところで、来年度もし大きな乖離が出れば申請したいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 歳入、9ページの総括の歳入のところを見ながらなのですが、まず17番の県の支出金というのは昨年度に比して1割ぐらい減っているなど、結構大きいと思うのですが、その中身はほとんど補助金ではあるのですが、これは今後も県はこういう姿勢なのか、どういう説明でこの1割近くの減なのか。

それから、19番目が寄附金になっています。逆にそれは今度1億円ぐらい増やすと、約1.3倍ぐらいにしようという、これは佐渡市の計画ですが、これが果たして現実的な数字なのかということ、この2つについてお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

県の支出金につきましては、3億4,600万円ほど減というところで、大きな部分につきましては地域社会維持推進交付金、有人国境離島の交付金、こちらのほうが1億4,000万円ほど減。それから、これ漁港の関係になりますが、水産物供給基盤機能保全事業補助金、こちらのほうが1億6,500万円減というところで、そういったところを受けて減となっております。それから、地方債につきましては15億円増というところで、こちらについては先ほどお話ししました臨時財政対策債が3億3,000万円、それから借換債のほうで5億9,700万円ほど増となっております。そちらのほうで増となっております。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金のほうが、これは12月補正でも補正計上しましたが、そちらのほうが増になったことによって寄附金の金額が上がっているような状況になっています。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 私は、県の支出金が減っているのは県の財政が非常に厳しいというところの影響がどのぐらいあるのかなと思って心配しているのですけれども、それは今のご説明だとあまり具体的には心配ないということなのか、それともやはりその影響があるというご説明なのか、その意味を解説していただければと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

今ほど説明した2点については、県の財政と直接関係するものではありません。ただ、全体的に見れば当然県のほう、今はスリムにするような構造に変わっていくような形になっておりますので、影響のほうはどこかにはあるというふうには思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第34号についての歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 総務費でお尋ねをいたします。ページ数でいうと71ページの支所及び行政サービスセンター費の関係の支所、行政サービスセンター拠点化事業の関係をお尋ねいたします。

これは、朝一にあったように組織との関連もあるし、市長の施政方針とも極めて大きな問題だというふうに思います。具体的に上の人件費のところでは会計年度任用職員の報酬600万円ということですから、200万円かかるのだと3人分かなみたいと思うのですが、具体的にはどういうふうに拠点化を、今言った会計年度任用職員の報酬も含めて、何人ぐらい入れて、どんな形になっていくのか。それとも、方向は出たけれども、まだ具体化ができていないので、一応目だけ起こしてあるというものなのかどうなのか、もうちょっと詳しく教えていただきたい。

先ほど規則でも言ったように、支所、行政サービスセンター長は教育委員会の出先の事務所長でもあって、なおかつ行政サービスセンターや支所を総括するという役割になるのだけれども、その辺もちょっと整理しないと私駄目ではないかなというふうに思っているのだけれども、その辺はどうなのか。

それと、金井地区支援室については、規則上は相変わらず全然変える気がないようなので、そこもきちんとやっぱり見直す必要があるというふうに私は思うのだけれども、その辺はどうなのか。ぜひ本庁の問題でも地域がどうなのだみたいなのもありましたから、ちょっと明確な答弁願いたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

支所及び行政サービスセンター費の人件費の関係でございます。会計年度任用職員の報酬というところで、これにつきましては地域おこし協力隊、それから地域相談員というような形で市役所OB等の人数を計上させていただいております。それから、フルタイム会計年度任用職員ということでございます。

それから、支所、行政サービスセンターとの兼務、組織の関係でございますが、金井地区支援室も含めまして、市長も申しましたけれども、この後1年かけた中で、次年度きっちりと組織の見直し等の関係の中でどういった形がいいのか議論させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、今年度試行錯誤しながらやっていく中できちんと整理をして、実利あるものにしていきたいという理解でよろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） そのように頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 予算書の67ページのU・Iターンサポート事業の部分についてでございます。この部分について伺いたいと思っておりますが、佐渡U・Iターンサポートセンター業務委託料というものが昨年と比べて50万円ほど増えておりまして、恐らく今回新規で企業連携推進業務委託料、こちら500万円計上されております。この部分についてなのですけれども、新規の企業連携のほうって具体的に何をするのかとい

うところと、これから令和3年度に新しい課、移住交流推進課を立ち上げますので、それぞれの委託の部分と、それから市の役割、新しい課含めましてそれぞれの役割分担というのがどういうふうに分かっているのか、その部分についての説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

U・Iターンサポート事業でございます。まず、佐渡U・Iターンサポートセンターの業務委託料につきましては、前年度より増えております。この件につきましては、特に今年度はコロナ禍において相談業務もたくさんございました。そうした中、現状の佐渡U・Iターンサポートセンターの職員、事務中心の方も相談対応を受けていただいたということで、そういった人件費部分を加味したというものでございます。

そして、企業連携推進業務委託料につきましては、やはりこれから企業誘致、移住につきましては特に首都圏からの情報発信も含めまして、いろいろ活動しなければならないというふうに考えております。そうした中、首都圏の企業、民間人活用によるそうした業務を進めるために企業への委託料ということで考えておるところでございます。

それから、新たな課が設置されたということにつきましては、市のほう相談対応につきましてはやはり市の窓口、市の新しい課がやらなければならないというふうに考えております。また、既存の佐渡U・Iターンサポートセンターにつきましては相談対応、それから移住後のフォローといったものもやはりこちらは市ではなかなか考えにくいということもあるかと思っておりますので、1年をかけてそうした役割分担、すみ分けというものを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） それで、企業連携の部分では首都圏からの情報発信で企業誘致だとか、そういったものをほかの民間業者に委託をするというところで、ここの役割分担のところ、しかもこれから新しい課をつくるということもあるので、担当課における業務分掌の部分も含まれますし、きちんと明確に役割分担をし、かつそれぞれの委託先の事業者とのすり合わせをしないと、例えばそのダブリでやってしまって、お客さんというか、そのユーザーとしてはどっちがどうなのだと、どっちがスタンダードなのだというのも分からなくなると思いますし、あとはスポット、役割。やらないといけない部分が抜けているとお互いにお見合いをしまして、野球でいうところのエラーをしてしまうのです。そういう部分の対処、予防策、職務の分掌についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

まず、首都圏の企業につきましては、私ども現在のところ行政では人脈等あまり企業との連携がないというのが実態でございます。そうした中、新たに委託ということにつきましては、そうした人脈というものを活用できる企業への委託ということを考えておるところでございます。市の弱い部分かと思っておりますので、そういった形でのすみ分けができるかというふうに考えております。

それから、佐渡UIターンサポートセンターとのすみ分けにつきましても、私ども新しい課ができるということでございます。やはり入り口は新しい課になるかと思っておりますので、そうした意味の位置づけ、それから先ほども申し上げましたが、移住後のフォロー、そういったものも含めまして、もろもろすみ分けというものをしっかりと考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 63ページの新エネルギー導入事業と。ここに電気自動車等何とかかんとかっているいろいろあるのですが、これから2030年に向けた電気自動車の導入に比してこの全体の費用が522万円というのは少ないのかなと。これは、年度の当初だけであって、これから途中で大きく事業が展開されるものなのか。こんなものなのかなと、ちょっと私はこれ少ないのかなと思って見ていますが、そのご説明をお願いします。

それから、69ページのこれはU・Iターンサポート事業の中のUIターン者奨学金返還支援事業補助金と。これ意味が分からないのですけれども、この750万円は何のためのお金なのでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

新エネルギー導入事業、522万1,000円計上させていただいております。事業内容といたしましては、特に先ほど補正でもご審議いただきましたけれども、コロナで実施できなかった事業を新年度で取り組みたいというようなことで計上しております。また、現在県、それから電力事業者と自然エネルギーの島構想、具体的にどういう取組をやるのかというところ検討をしております。そちらにつきましても当初今年度中に取りまとめるということでございましたけれども、コロナの影響もあってなかなか進まない、令和3年度も継続してということでございますので、そういった内容を踏まえて必要があれば補正等の対応で拡充していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

UIターンの奨学金返還支援事業につきましては、移住定住の新たな施策でございます。いろいろ条件はあるのですが、佐渡にUIターンされた方の奨学金、今後返還しなければならないもの、こちらにつきまして助成をさせていただきたいという意味合いの補助金でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 新エネルギーのほうですけども、これは県と市の方針としてはこれをどんどん進めていくつもりではあるけれども、今足踏みをしていると、こういうふうに理解してよろしかったのか。ただ、どんどん、どんどん進めたいのだと。何かその政策があって私は予算がつくのかなと思っていたのですけれども、私の理解は間違っているのでしょうか。政策があるのでしょうか、ないのでしょうか。

それから、UIターン者奨学金返還支援事業補助金、これ新しいというふうに今ご説明を聞いたのですが、もともとあった制度の中の免除というのとまた違うのですか。新しいという意味が分からないので、もう少しご丁寧をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

ご承知のとおり、自然エネルギーの島構想につきましては令和2年2月、県が公表したことでございます。その以降、令和2年12月には国がグリーン成長戦略を策定、さらに国と地方と一緒に脱炭素実現社会を目指した取組の会議の開催等設置をしております。そういったところの中で、今ほど議員ご指摘もありましたけれども、電気自動車等につきましては2030年半ばに新車全て電気自動車を目指してというようなところも国の方向性として出されているところでございまして、佐渡市といたしましても構想を実現する上で具体的に電気自動車、どのぐらいのボリューム感を持って、どういう取組を進めていくかというようなことについても現在関係事業者、県、そして電力事業者等々と検討しているということでございますので、そういったところを取りまとめて具体化した際に、また改めて予算等についてはお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

この奨学金の返還金につきましては、奨学金事業というのは当然ございましたが、これにつきましては新たにUIターン者の移住に向けての支援という観点から私ども地域振興課のほうで事業化をさせていただいたということで、具体的には佐渡市にUIターンされる方につきましては、奨学金の今後返還が生じるという金額について補助をさせていただきたいという仕組みでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） まず、121ページにあります新規事業としての子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業と、さらには第3子以降子育て応援事業について、この予算の算定方法というか、そちらのほうをまず教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたします。

まず、子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業、2,500万円につきましての算定根拠でございます。これにつきましては、子供の誕生を祝うということで誕生につき一律10万円を支給するというものでございます。それで、令和3年度に250人の誕生を見込んでおりまして、10万円を掛けまして2,500万円ということでございます。

続きまして、第3子以降の子育て応援事業の400万円の部分でございます。私ども令和2年度に給付金事業を行っておりまして、その中で3子以降の割合がどれくらいかということで見たとところ、16から17%ということがございました。先ほどの子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業が250人、その16%ということで40人掛けることの、令和3年度につきましては出生児ということの10万円で400万円を計上したものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） これ佐渡市の子ども・子育て支援事業計画というところで、そちらのほうで見ますと推計では令和3年度のゼロ歳児を195名というような推計、数値出されているのですけれども、250人として積算、人数を想定しているというところ。これに関して、令和3年度の4月以降生まれるということであると、結構母子手帳とか、そういうようなところで、母子手帳の発行等々でもう少し数字は、人数的なものは私算定できるかと、計算できるかと思うのですけれども、その辺のところはしたのかどうか。

それと、この第3子以降子育て応援支援のほうにおいては40人と、最初の250人というところを、250人で計算すれば40人というような数値が出てくるというのも分かるのですけれども、このどちらにしても出生児が10万円ずつ出るということは、これ両方足して290人というような数値になってくるかと思うのですけれども、その辺のほうの計算というようなのは、これどうなっていますか。

あとは、両方ともそれぞれの持つ目的というものを明確に教えていただきたいです。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたします。

私ども今年度行った事業の中で令和2年度に、令和2年4月から12月まで生まれた人数の把握を187人としておりまして、令和3年1月から3月に妊娠届があった数が62人ということで合わせて249人という数字をつかんでおりまして、そこから250人ということをつかんでおります。

次に、子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業につきましては、人口減少下の中、子供の誕生を全島挙げてお祝いしようということでの一律10万円を支給するものでございます。

第3子以降の子育て応援事業につきましては、子育て世代のアンケート等で、3人目の子供を希望しながら経済的理由から2人までとしている家庭があるという現状がございます。その3人目の出産を後押しするというところで、経済的負担軽減を図る目的で創設したものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） では、ちょっと最後にします。この支給額というのは、重複はできないわけですよね。そうすると、ここで第3子だろうと1子、2子だろうと新規の子どもが元気な佐渡が島（たからじま）

事業のほうで一旦10万円が全部行くわけですよ。では、第3子以降子育て応援事業のところではどうなるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたします。

第3子が生まれた場合は、子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業で10万円、そこに第3子以降の出生時の10万円を合わせまして20万円が支給されるということで考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 目玉政策の少子化、子育て、いろいろな意味での今あった出産祝金や第3子支援は評価できる中身だと思うのですが、そこで1つ聞きたいのは保育園の運営費、ページでいうと113ページ辺りになるのかな。今1歳、2歳児は保育園の保育士の配置基準が6対1でしょう。聞くところによると、私立の保育園の配置基準と公立保育園の配置基準が違うというふう聞くのだけれども、県が上乗せをしているから私立は多いというふう聞くのだけれども、それはいいですか。新潟市の私立保育園が保育士がどう関わるかによって子供の人生違うよという、ちょっと持ってきましたけれども、昨年研究されて、まさにそれは考えれば分かることなのです。1歳、2歳児6人を1人の保育士が見れるわけがない。しかも、このコロナの中で。なのだけれども、保育園の運営費補助みたいところで県のかさ上げによって保育士の配置基準は公立も私立も同じですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたします。

基準については同じでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 特に県が1歳、2歳児については大変だということでかさ上げ措置をしているのではないですか。そういうふうに私聞いていますよ。さっき言った出産祝金や子育てもいいのだけれども、やっぱり私の人生は保育園の砂場からという本ではないけれども、幼少期にやっぱりしっかり手厚い関わり方をしていくことが今本当に求められているというふうに思うのです。しかも、今コロナ禍の中で1歳、2歳児が6対1というのはこれちょっと無理があるというふうに思う。UIターンで保育士不足というものもあるけれども、佐渡に帰ってきて、そう高くはないけれども、子育てしませんかというのも私は一つの政策だと思っているのです。本当に私立は県の上乗せがあって基準が上になっているというふうに思うのですが、それは全く同じということでもいいですね。

それともう一つは、県内の調査があったと思うのですが、県内の保育士の調査をしてみると佐渡市の資格のない人が極めて多いみたいな、44%だったかな、そのときの数字だと。そういう問題が今あるわけです。国家資格ですから、コミュニケーション労働の保育士ですから、やっぱりちょっと考える必要が、この出産祝金と同時に考える必要があると思うのですが、こっちは市長に聞いておきます。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたします。

国の配置基準につきましては同じでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○子ども若者課長（大屋広幸君） 同じであると理解しておりますけれども。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 先生の充実というのは、いずれにしる必要だというふうに思っております。今後の子供の数、そして保育所の在り方、そういうものをしっかり出すようにというふうに担当課には指示をしておりますので、今後の方向性含めて将来人材として雇用し切れるというようなことも雇用には非常に重要な観点になりますので、その体制も踏まえながら考えていくということで今判断しておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 高い評価をしたいと思います、1つ伺います。これ第3子以降子育て応援事業、400万円という下に小さい字で書いてある18歳未満を養育している状態というのがありますが、この18歳未満の根拠を教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたします。

18歳という年齢につきましては、私ども児童福祉法の中での児童という捉え方で18歳というところで区切りをつけております。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 例えば二十歳で最初の子を産んだ人が3子目を38歳で、二十歳で産んで、40歳になって3子目をもうけても、3子目にならないということを言っているわけで、児童福祉法とか、そういう関係とは全く別で、3子目は年齢に限らずこの応援事業の金額を給付すべきではないですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたします。

先ほどの18歳ということにつきましては、3子目が生まれるときに18歳以内の子供が2人いることで3人目ということで考えております。3子目がその範囲内で生まれた場合、段階を追って年を重ねていくのですけれども、そうしたときには3子ということが上っていきますので、該当になります。申し訳ありません。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 一般質問で詳しくやりますので、あまり突っ込んで聞きませんが、人口減少対策、少子化対策を打つ政策なので、別に3子目、いる子供が大学生であっても二十歳であっても、3子目を産んでくれる人にはちゃんと給付金を差上げるべきではないかというのが私の考えですが、同じ答弁にな

るならいいです。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） お答えします。

基本的に3子目への支援というのはやはり経済的に非常に大変であるというところ、このアンケートにもございます。3子目が生まれるとき、非常に経済的に大変であるというところの判断が大きな要素でもあります。そしてまた、佐渡は子育て対策等は私自身はかなりのものがあると思っておりますが、これからやらなければいけないのは結婚対策と出産に向けて勇気を持って踏み込めると、そういう支援、こういうものが必要だというふうに考えておるところでございます。そういう点から3子目は今18歳未満というふうに、その中で3名ということでお話をさせていただきましたが、18歳以上になりますと大学生の方もいらっしゃるし、働いている方も、様々な方がいらっしゃいます。そういう中で、生活を支援するというスキームの中でそこが判断できるかどうかちょっと明確ではないという議論をしたところでございます。この制度につきましては、これから18年後の子供を支えていくという制度でございますので、こういう点も踏まえながら議会のほうと議論を重ねていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ委員会などを通して様々なご意見いただいて、制度をつくっていくということをお願い申し上げたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 市長のお考えをお伺いしたいと思っております。この民生費の中の高齢福祉に関しては、大体プロフェッショナルな人たちが関わっているの、あまり人件費とかというのは出てこないのですが、障害者の対応、また子供たちの対応というのが人件費どころか本当にささやかな謝礼とか委託料、こういう印象が拭えないのです。でも、一番弱いところを手当てして初めて誰でもUIターンで入ってきて安心なのだと、セーフティーネットはあるのだというメッセージに私はなると思っています。

それで、市長にはお伺いしたいわけですが、例えば障害者の就労委託、業務委託料がたったの66万円と。これは貧相なのではないか。それから、子育て支援についても、多分相談をしてくれる方々に対するお支払いというのがほとんどが講師謝礼、講師謝礼、講師謝礼と、こういう扱いなので、非常に不安定。つまり本腰を入れて、人を育てるといのはずっと経年で何年も何年もやってもらって初めて子育て支援などできると私は思うのですが、この講師謝礼という非常に不安定な、こういう在り方というのは市長はどうお考えなのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 福祉部門、主に福祉、障害、子育て、こういうものに対してはセーフティーネットは必要だと思っております。私自身、就任した以降、担当課と調整をしながら福祉施設、障害施設のほう現場を回らせていただいて、ほぼ全部を回ったと思っております。現場に入って様々な意見を聞かせていただいたところでございます。その中で人材の確保がやはり一番厳しいというところはお話をいただいております。その辺様々な問題を受けて担当課のほうに指示をした上で予算編成をしておりますので、この1個1個の委託がどうか講師謝礼がどうかということは判断しておりませんが、必要なものは適切な予

算を取るように私自身も心がけてはいるところでございます。あとは、事業計画と併せて判断をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今の市長のご説明は、妥当といえば妥当だと思うのですが、現場がどういう感触を持っているのか、これはとても大事だと思います。しかし、講師謝礼、講師謝礼、講師謝礼と、これが不安定な雇用であるというところはやっぱり旗を振るのは私は市長ではないかと思うのです。そこは、もう少し考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 委託と講師謝礼は全く違います。講師謝礼は、基本的にイベント等があったときに一定の期間だけ来てもらう、もしくは何らかの窓口と必要な部分があったときに一定の期間だけ来てもらうという仕組みでございます。その中で短期的に、単発的に行われているものなのか、それとも市の業務として全くもって長期的に必要なものなのか、そういうものによって予算の仕組みは変わってまいりますので、そのご指摘また委員会等でしっかりと議論をして、どういうものが適切かというのは判断をしていくべきというふうに考えております。私自身は、今現場のほうからの予算の在り方の中で判断をしておりますので、現段階では適切ではないかと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） それでは、質疑なしと認めます。

3款民生費についての質疑を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えもありますし、1時間たちましたので、空気の入替え等含めて15分間休憩いたします。

午後 5時00分 休憩

---

午後 5時15分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、4款衛生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 今まで島民一丸となった環境美化活動推進事業というのがあって、いろいろな課がここに集約しているような形で予算のほうも一括計上されていたと思うのですが、今年度は各課に分けて計上されているような気がするのですが、その辺のところどのようになっているかを説明してください。

そして、なぜ今回のようになった理由を教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

令和2年度までは4款のほうで一括で計上していたわけなのですが、やはり実際に執行するところ、農林水産課であるとか建設課であるとか環境対策課、やはりそれぞれのところで持ったほうが実際に自分たちで計上して使っていく上でいいだろうというところで、それぞれの課で持つということにしました。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 127ページと129ページです。予防費です。この中にワクチン接種体制確保事業ということでワクチン接種の委託料2億5,000万円、これは一体これだけ受けられる体制があるのか。これ1年間、国からほとんどお金は来ているわけですけども、これ佐渡市でどれだけ実現可能なのかということ。

それと、それに比して129ページにはPCR検査費用補助事業というのがありますが、これがたったの50万円です。これ私の中では、ワクチンってすごく効果があって、PCR検査はほとんどあまり意味ないという佐渡市の姿勢かなと思うのですけれども、そういう姿勢なのでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

まず、ワクチン接種の関係ですが、こちらのほうは全市民の人数を基にしまして、接種単価がございしますので、そちらのほうを掛け合わせた委託料となっております。こちらのほうの見込みといいますか、そういったものにつきましては、現状でいついつこうだというところは分かっておりません。

それから、次のPCR検査の関係ですけれども、これ令和2年度で補正予算で盛らせていただいたもの、そちらのほうをさらに新年度でも行いたいということでありまして、実際に実績が現在のところあまり件数が出てきておりません。そういったこともありまして、こちらのほうは50万円というふうに盛らせていただきました。こちらのほうは、あくまでも事業者への支援という形で行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 一般質問でもやるのですけれども、市長の考えがどうなのか。つまり2020年の実績は例えばPCR検査は50万円だったかもしれないです。これ途中で補正から始めたのであって、本当に1年間の実績とは私は思わないのです。もうちょっと方針としてどういうお考えなのか聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） PCR検査の方針につきましては、やはり業務上とかやむを得ない場合に、どうしても集団で検査等が必要になる場合、そういうものには支援をしていくということで、会社等への支援ということで本年度から予算を取って、それで新年度も予算を上げさせていただいたところでございます。どのような形でコロナが出るか不明の中、予算を幾ら持つかということになりますので、前年度並みでまず持たせていただいて、状況に応じてまた補正なりの対応、また専決なりも含めて、そのスピード感によっては様々な対応をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

PCR検査そのものにつきましては、私自身が今話をしているのは、一人一人がばらばらでやるという

のはあまり効果の中でどうなのだろうというふうに考えております。そしてまた一方、今民間でも非常に安い形で検査ができるキット等の販売もされているという状況もございます。そういう中で、通常のものではなくて企業等でした場合、もしくは今後、今新潟の市町村等でもございますが、我々としてはもし学校とか、そういうところが出た場合には、そのときには大規模PCR検査というのが有効だというふうに考えておりますので、それにつきましては当初予算等でまだ上げてはおりませんが、状況等も加味しながら予算については判断をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、5款労働費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 先ほどやりましたキャリアアップ支援事業補助金について質疑したいと思います。

ページ数でいうと149ページになりますが、こちら昨年度は当初予算で2,325万円ということですが、今回は令和3年度当初では1,155万円ということで約半額というような形になっております。そもそも論なのですが、このキャリアアップ支援事業をやる必要性について、まず伺いたいと思います。はっきり言って、この補助事業というのは佐渡島内の優良企業に対する支援策だというふうに私は認識しております。コロナ禍にあってこういうものが果たして要るのかどうか。だからこそやる必要があるというふうに考えたのかもしれませんが、まずそのやる理由についてお聞かせください。

それと、これは単年度なのですか、それとも3年ぐらいやっていくのですか。継続事業ではあるのですが、どのぐらい続けていくつもりなのか、またその理由についてもお聞かせください。

3点目なのですが、今回1,155万円ということで、こちら金額の根拠、見込みとして何社分、それから非正規から正規に何人分を見込んでこの予算立てをしたのか。

以上、説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

キャリアアップ助成支援事業につきまして、私ども事業を平成29年度から開始をいたしまして、見直しということでさせていただきました。現状調べてみますと、やはり企業のほう退職補充であったりだとか、必ずしも当初目指しておった非正規雇用者から正規雇用の転換というところまでは至っていないのかなと、目標には至っていないのかなということもございます。あと、これはそもそも国のほうでも助成があるということでございますので、市のほうでの上乘せということの必要性というものを考えました。ただ、この事業、これまで3年間実施をしておったということでございますので、急に廃止というよりも、段階的な措置といたしまして、今年度につきましてはあくまでも前年度までの継続分の支援ということにさせていただきますところでございます。新規分につきましては、補助金は終了ということでさせていただきたいと思っております。

なお、こちらにつきましては、今年度新規、転換の人数につきましては、ちょっと詳細な資料は持ち合わせておりませんので、大変申し訳ございません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

こちらにつきましては、国の事業のほうは続いておりますので、そちらにつきましては活用というものは事業参入していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

5 款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、6 款農林水産業費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 155ページからの販売網構築事業の中の小木地区地産地消のまちづくり推進協議会負担金というのが今回新しく予算計上されていると思うのですが、この協議会ができた経緯と、それから地産地消のまちづくりというところにありますし、販売網構築事業の事業の中にあるということは、地産地消という点で地産地消に絡めたまちづくりを今後展開していきたいということでの内容なのか、その辺のところを教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明いたします。

ただいま小木のほうで多様な関係者、商工会も含めて観光業者、漁業者が参加する協議会が立ち上がっております。この中で海産物の、これちょっと言い方悪いのですが、なかなか生ものとして流通しないようなものを加工にして、それを地域の資源として活用したいということが今話し合われておりますので、そこの立ち上げ、それからこれから進めていく事業に対しての支援をしたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） それでは、これはここをある意味モデルとして、ほかの地域でもそういうようなことがあったら今後検討もしていくというような意味合いもあると受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ただいま議員申されたとおりでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 当初予算なので、聞いておきますが、コロナの影響で農産物関係が本当に深刻だと。唯一牛肉みたいなのが一定程度持ち直していたのだけれども、第二次から大変になって、全国的には肉用子牛生産者補給金、これが発動されたというふうに言われているのだけれども、佐渡市の場合は大丈夫で

すかということをお聞きしたい。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

現在島内の子牛の市場、コロナの影響を受けた大きな影響というのはまだ見られておりません。ただ、今議員言われるように、これからどうなっていくか展開分かりません。ですので、そこは注視していきたいと。子牛等の増産の支援は、市で単独での事業の枠組みを持っておりまして、そちらのほうで畜産業者のほう支援していきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 全国的には私よく分からないけれども、マルキン制度の発動だとか言われていて、これから本当に深刻になっていくということで、畜産に今参入している方が少数だけれども、それなりにいて、佐渡のブランドにもつながるといことだから、やっぱり今米も全て、水産物も本当に危機的な状況の中ですから、ぜひ今後の状況を見ながら、先ほどの4億円ではありませんが、考えていただきたいなということで、市長が冒頭に言った若手職員からの農福連携みたいなのはここなのか、それとも企画課なのか聞いておきたいと思います。いわゆるこれも隠れ当初予算だと私は思っているのです。一体事業規模はどの程度で今後予算化になるのか。まだはっきりはしていないのだろうと思うのだけれども、結局当初予算に総計主義で出すべきものを途中で出すということはもう分かっているわけだから、どの程度なのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 若手からの提案が2つあったと思います。1つが佐渡株式会社ということで、提案は小学生の方々が佐渡のものを生かした会社を運営していく、それを保護者等が支援していくと、買い支えていくと、これは地域を巻き込んでいこうというお話です。1つが農福連携、これは提案自体は農福連携という形でしたが、森市長等含めて話をして、福祉でもう農業系の会社をつくったらどうだという提案をして、そういう方向に向けての新しいタイプの農福連携、福祉から仕掛ける農福連携というところを評価しているところでございます。

この2点につきましては、ただいづれにいたしましても事業実施主体と様々な媒体を巻き込まなければいけないということと具体的にどのような事業を落としていくのか、事業自体の効果はあるというふうに判断しますが、どういう目標にして、どこまでが事業効果として進めていくのかと、そういうところもまだできておりませんので、ここしっかりと議論した上で、本年度の補正というよりも、私どもその効果等を考えると、来年度の当初予算というところが適切かなというふうに今考えておるところでございますが、いづれにいたしましてもこの2本については政策化を目指して若手がまた考えていくということを取り組んでまいりたいと、今進めておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、先ほどの市の組織体制と同じようにやっていく中で検討して、事業ですから、本来ならば新年度に立ち上げるのが正しいわけでありまして、コロナとは若干違うので、そん

な方向でぜひやっていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 157ページの糶殻堆肥普及拡大支援事業の内容を教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

今ほどの事業、当初は実証事業という形で進めておりました。現在は普及拡大に至っておりますけれども、当初もう少し拡大する予定で動いておるのが実際毎年もみ殻が集まらない、その年によって暗渠工事に使うとか一定のものが集まらないでおります。今年度の予算計上につきましては、50ヘクタールでのみ殻の活用ということで算定しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） ちょっと昨年、おととの予算書を見ていないので、比較ができませんが、これ大変いいことだと思うのですが、もみ殻は暗渠に使える年と使えなくて全島的に余る年とあるのですが、余る年なんかは特に堆肥にして田んぼに還元するということは大変よろしいかと思うのですが、問題点が幾つかあるのです。1つは機械が間に合わない、ブロードキャスターなんか。もう一つは利用希望の面積が年々広がっているでしょう。そのせいもあるのかどうか分かりませんが、1反歩当たりの農家の負担が昨年はかなり高くなっている。つまり鶏ふんなんかを製品を買ったほうが安くなるような状況が生まれているので、その辺は市としても対応策を考えなければならないのだ。これからどんどん増えるということを考えて、ちょっとこの150万円の謝礼では対応し切れない状況になると思うのですが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

課題、今議員が言われたように幾つかございます。この事業につきましては、監査委員のほうから事業内容についてはかなり指摘が入っております。要は事業として本当に自立できるのか、そういったところを検証するというので昨年度も言われておりますので、今年度については今後の在り方についても再検証しながら事業に取り組みたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 159ページの放牧場・畜産施設関係になるのか、あるいは放牧地施設整備になるのか、放牧場とか放牧地というと佐渡で一番印象的なのはドンデン山に放牧されている牛たちだったと思うのですが、もうここ数年間上がっていない状況で、ここ一番何かしなければいけないと思うのですが、そういう象徴的なところに対してこの事業は向けられているのかどうかということが1つ。

それから、166ページ以降に水産業費が約6億円あります、本年度。昨年度は約8億円ある。何が2億円少なくなったかはちょっと分からないのですが、佐渡市の水産業というのは本当に瀕死状態で、私は先ほど行政組織の改編のときに、むしろ水産振興課とかつくったほうがいいのではないかと言おうかどうしようかと思いつつ、ちょっとあまり余計なこと言うのはやめようと思ったのですが、この6億円、

国からの交付金とか大きい単価ではありますけれども、この6億円の事業を一般職は4人、ちょっと会計年度任用職員が何人いるのか分かりませんが、これだけで果たしてこの水産業を担っていいのかどうかということ。この2つお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

私のほうからは放牧場の予算の関係です。ドンデン山につきましては、民間放牧ということで捉えております。こちらの158、159ページの予算については市の放牧場ですので、申し訳ありませんが、ドンデン山のほうへの予算の充当というものはございません。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間賢一郎君） ご説明いたします。

農林水産業費の水産費の減額についてですが、漁港の整備事業で2億1,450万円ほど減額しております。その部分がほとんどだと思っております。

あと、職員の数の関係でございますが、今いる職員で一生懸命やっているつもりでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） ここの費用は、放牧場のほうですが、この費用は市の放牧場のみの予算なのかもしれませんが、やっぱり一番象徴的なのはドンデン山、それが民間のものであっても、それを全く市が勘案しないということではないのではないかなと、これは意見になってしまうかもしれませんが、そこは、市長のお考えがあるのであればそれをお聞きしたいですが、今ほどの今度水産業費ですけれども、漁港整備で確かにすごい億というお金が動くということはそうですが、瀕死状態の水産業に対して一生懸命もちろんやっても効果が出ていないということが農業より私はもっと、これは課長が答えることではないと思うのですが、農業よりもっと大変なことだと思うのです。これで本当に人数足りているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ドンデン山の民間放牧は、あの風景の点からも私自身も大変いいことだと思っておりますし、ドンデンの芝の管理というところでもこれは放牧に勝るものはないという状態で、ドンデンの植生の管理をする上でも実は放牧として牛がいるというのはいいことだというふうには感じてはおります。しかしながら、以前放牧していたときにフンによる事故とか車が道路上を滑るとか、車が牛とぶつかりそうになるとか様々な状況がございました。そういう上で民間放牧のほうをやめているという状態でございます。そういうことでございますので、これは放牧する方とやはりそういう安全管理という問題、昔はそれでもよかったのかもしれませんが、今やっぱりそういうものが難しくなっている時代でもあるという、そういうこともあるというふうにご覧のとおりでございます。

水産業につきましては、これは実は旧市町村時代、水産業というのはそもそも市町村の仕事ではほぼない状態です。水産振興という仕事はあまりございませんでした。漁港のほうの管理、それは旧市町村でや

っております。そういう中で、実は水産振興というのは海というどこにつながっているか分からないものでございますので、漁業権の問題も含めて、やはり県が中心となって施策に取り組んできたものでございます。佐渡市になった以降、寒ブリのブランド化とか加茂湖のカキのブランド化とか様々な取組をしておるところでございますが、ただ事業自体が非常に大きな事業でもあり、市が支援をしていくということはなかなか難しい点多々あるということで、漁業集落支援の事業とか、そういうものを活用しながら支援をしてきておるところでございますので、これは国、県、市のバランスというものが非常に重要でございます。私自身、今不足とか不足でないというよりも、今後どういう役割でどのようなことをこの水産が衰退していく中でしていくのかというところを今後も県と議論していくことが大事かというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 2点あります。まず1点目ですけれども、153ページの園芸作物振興事業のところの佐渡産ブランド構築事業委託料ということで、こちらの内容について説明をお願いしたいと思います。よく行政が陥りがちなつくて終了、それから国の補助金を右から左というようなものではないと思いますので、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

2つ目が159ページの畜産関係の優良和牛増産補助金、こちらは前年度に比べて800万円ほど増えております。その増えた算定根拠、見込みがあるから増やしたと思うのですけれども、その部分、なぜそのように大きく増やしたのか説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

園芸作物振興事業の中の佐渡産ブランドの事業です。こちらにつきましては、付加価値をつけるためのパック、要は傷みにくいとかが、そういったものの導入を図る支援をしたり、それからパッケージのデザイン、こういったものも一新させるような支援をしております。また、この補助金の中には新年度から取り組みたいと思っておりますオーガニックの部分の経費も入れておりますし、現在4月から本格稼働しますECサイト、さどまるしえ、こちらのほうの事業にも充当したいと考えております。

もう一点、畜産振興事業の和牛増産補助金ですけれども、今年度まで、新潟県がいがた和牛ということで一定の補助金を出しておりました。これも2年ぐらい続いておりましたけれども、県の予算枠が縮小すると。以前は佐渡市が単独で持っておったのですけれども、この2年間は県の補助を最大限有効に使うということで市の補助金は予算上は落としておりました。ここの部分について、来年度佐渡市で補助金を持ちますので、1頭当たり上限で約32万円、見込みとしては30頭と予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 佐渡産ブランドの部分なのですけれども、令和3年のオーガニックの取組だとかECサイトの件とも絡んでくるという話なのですけれども、こちらの財源内訳というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

ここには地方創生推進交付金を充当させたいと考えております。地方創生推進交付金については枠がございますけれども、満額来れば2分の1、50%というふうに聞いております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、7 款商工費についての質疑を許しますが、この後の予定もありますので、簡潔、なおかつ単刀直入に質疑のほうをお願いいたしたいと思います。何か質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6 番（後藤勇典君） ページで173ページです。企業支援対策事業、土地賃借料238万4,000円あります。こちらちょっと気になりましたので、内容の説明をお願いしたいと思います。

それから、175ページのインキュベーションセンター整備事業、コロナ対策であります。こちらは全額国からの補助金でやるものなののでしょうか。隣のページに2,300万円とあるものですから、その部分確認したいと思います。かつ、国からの補助があるのであれば、それはどういったものなのでしょうか。地方創生推進交付金なののでしょうかというところです。

それから、181ページの佐渡インフォメーションセンター運営費ということであいばーとなのですが、こちらの施設維持管理委託料が前年に比べて100万円ほど増えております。その理由。これは、DMOに委託しているものですかねということも含めて。ちょっと私別件で、指定管理で以前出していたので、そのことなのかなと思っていたのですけれども、ちょっとそこら辺が分からなかったもので、その部分について説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

まず、土地賃借料につきましては、民間企業の工場の土地を地権者の方から私どものほうが借りているというような状況でございます。

それから、インキュベーションセンターにつきましては、こちらは国県支出金ということで書かせていただいておりますが、こちらはコロナの臨時交付金を活用したいというふうに考えております。今回の歳入予算のほうにも計上しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

あいばーとの維持管理委託料なのですが、こちらの増額分につきましては指定管理をしている施設ではございません。清掃ですとか日頃の日々の管理、使用の頻度によって上がるということで、今年の利用状

況を鑑みて、また道の駅になりまして日頃の使用が上がっておりますので、その分が反映されております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 173ページの土地賃借料の部分で、民間企業の工場の土地を借りるということなのですけれども、具体的に何のためのものなののでしょうか。そこの説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

こちらにつきましては、民間企業の工場の土地に関するものでございますが、企業と地権者の方ということではなく、市のほうがちょっと間に入ってという形での賃借という形になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あまり詳しくは言いませんが、ページ数で175ページの先ほどのスタートアップとかインキュベーションだとか等の関係ですが、先ほどから言うようにコロナの状況がどうなるか分からないのですが、もちろん島外からの客、企業として来てくれてもそれはいいことなのだけども、今ある企業を、業者を支えるという点では何か工夫があるのかと。先ほど飲食業も大変だ、農業も大変だ、漁業も大変だ、観光のほうも大変なのだけども、何かその辺はやっぱり何らか要るような気がするのです、ポストコロナだけではなくて。その辺はどうなのかというのが1点目。

2点目は179ページ、観光交流機構の負担金の関係です。きつとしゃべりたいと思うので、聞くのですが、ここも同じように仕掛けが要るのだらうと思うのです。その辺はポストコロナというか、ウィズコロナにもなるのだけども、どういう仕掛けになっているのか、もうちょっと幅広く。例えばいろいろな方が今度G o T oで来るようになって、仕切りだけは全部のところ、佐渡市は全部やったのだよと、換気は全部やっているのだよというようなことも一つのアピールにもなるのかな。この間成功している、クリーン認証制度が大分成功しているのかなというふうにも思うのですが、その辺は次の段階に進めないといけないと思うのですが、その辺状況はどうかと。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

こちらの企業誘致推進につきましては、目をつくって特出ししているような状況でございます。ただ、従来からある島内の企業につきましては、いわゆる有人国境離島の雇用拡充事業でもかなり島内の企業が事業拡大というふうにご利用のほうされておりますし、先般といいますか、秋に経済団体と意見交換を行った際、営業に係る経費であるとか研究開発、そうしたものの助成が欲しいということでございましたので、そちらにつきましては173ページの企業ブランド力強化支援補助金ということで計上させていただきました。

あと、飲食店支援等につきましては、県のほうで実施します事業継続支援金等の状況を見ながら考えていくことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

佐渡観光交流機構の負担金でございますが、こちら179ページに書いてあります金額につきましては、この団体の運営費に係る負担金でございます。今年、令和2年度中にクリーン認証制度を行いました。先ほど補正予算の中でもだっちゃんコインを使ったポイントバックキャンペーン、こちら第2弾というところで提案をさせていただいておりますが、こちらにつきましてもクリーン認証の宿ではないと使えない。さらに、インターネット予約というようなところが前提となっております。こちらこれから推進していく中にありましても、クリーン認証というところがまず大前提ということで考えてございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 前段のほうなのだけれども、研究開発だとか何かやれるというのはまたいいことだな。だけれども、今の社会形態に合わせてやっていけない中小零細業者は潰れてしまえという話では私はないと思うのです。その1段下のところも何らかやっぱり頑張っって支えていかなければならないと思うのだけれども、どうかと。

2つ目は、DMOの負担金の関係ですが、これ負担金ということですが、あとは全体、佐渡市がこれだけ持って、ほかにも負担しているところがあるのだと思うのですが、全体としてどうなるのか教えていただきたい。

その下のもう一つは、佐渡市、上越市観光の航路の連携の負担金ということになっているのだけれども、小木航路との関係で上越市も大分やっているし、佐渡市ももっと力入れていかないといけないと思うのだけれども、その辺の仕掛けはどうなっているか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

いわゆる小規模事業者等の支援につきましては、先ほど飲食店につきましては県との事業の見極めということで申し上げました。あと、私どもアンケートを昨年から継続して実施しております。そうしたアンケートの結果、それからさらに国、県の事業実施ということもあるかもしれません。そういったものを総合的に検討しながらということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） 佐渡観光交流機構の負担金についてですが、こちらの負担金比率、計算してみますと大体70%を切る、65%ぐらいのところになっております。あと、残りの負担金の部分につきましては、各事業者で負担をされております。

あと、上越市との航路の連携協議会の負担金でございます。こちら246万円盛ってございます。同額を上越市のほうでも盛っていただいております。今後の方向性です。こちら小木航路がジェットfoilに替わるということから今来ているお客さん、こちらの分析を上越市と佐渡市と、あと佐渡汽船と3者で行

ってございます。データというものが出ておりますし、どういうお客様がどういうふうにして乗っているのかということも分析が進んでおります。これをジェットファイルに替わることによって予想される影響、これを緩和すべく両者で今内容を検討しているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 175ページの消費者行政推進事業、この中の消費者団体活動事業補助金ですが、この団体については新潟県内では一番大きい団体で活動しておられます。ところが、人数を増やせば増やすほど赤字になるという会計の仕組みになっているのです。これは、県との関係があるのですが。その悩みにこれはちゃんと応じた予算になっているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

こちらのほう消費者団体活動事業補助金の関係ですが、こちらの算出根拠としまして会員数213人掛ける2,300円、その2分の1ということで24万4,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

7款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、8款土木費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 193ページの公園管理のところでお伺います。施設改修工事というのが昨年に比べると10倍ぐらいになっているのですけれども、この施設改修工事、どのようなところなのか、そしてまたこの財源は何なのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

主なもので真野公園、インターロッキング整備工事が補助をもらって整備するのが約3,700万円程度を見込んでおりますし、真野公園の橋梁整備、橋の整備のほうですけれども、それも1,000万円程度、これも国の補助を充てます。あと、各地区の、補助はない単独の部分ではありますが、地区の公園の修繕というので合わせて5,174万円を計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） この公園管理、公園の整備等々に関しては、この後もいろいろと計画等があるのかどうか、計画どおりに順々進んでいるのか聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

都市公園、佐渡市に20都市公園がありますが、都市公園については長寿命化公園計画、修繕計画策定をつくりまして、それに基づいて国の補助をいただいて、今の真野公園もその一つでございますが、整備しているところです。まだ幾つか修繕等が見込まれるところありますので、それを活用しながら順次やっていきたいと思っておりますし、ただ都市公園以外の公園もあります。その辺については関係課等を含めて協議しながら、安全な確保という観点から修繕、施設の更新等を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 188ページの除雪費です。前市長、その前の市長と、市長が替わると除雪費の予算が変わるという現象があったので、一体どういう積算になっているのだろうかということとずっと疑問視してきました。これは、随意契約とは違いますけれども、随意契約はゼロベースで見直すと12月に市長は発言されている。この委託料というのは、一から積み直して新たにこのような計算、積算になっているのかどうかをお伺いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

今回令和3年度の除雪の委託料につきましての算定でございます。これにつきましては、重機の台数等につきましては令和元年度の台数、208台で計算し、昨年度までは200台の計算で予算計上させていただきましたが、今回は208台の計算で、単価を平均的な単価をもって掛けております。単価については新たな単価、今年の単価を活用して208台を計上しています。今までの実績を見ますと、毎年毎年労務単価も上がっておりますので、委託料の単価がおおむね3%ぐらい上がっております。そのことを踏まえて今回新たに見直した金額で計上させていただいております。以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 毎年3%委託料が上がるというのを、私何年もこの除雪費について質問してきましたけれども、今初めてお伺いしました。透明性が私は大事だと思っていて、これからも上がると。それが国がもっと面倒見なければいけないところ見ますよとか、何か根拠があるのなら分かるのです。この3%ルールというのは、どの市長になっても同じだということでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

私も過去5年程度遡ってその労務単価等、要するに委託料の単価を算定しました。そしたら、5%並びに毎年3%ぐらい上がってきているというところなんです。これは、あくまでも我々は県単価を準じて、それに適用させておりますので、そういう状況になっているということで、今回台数も算定を見直したことも含めて、改めてこういう算定をさせていただいて、この委託料を提出させていただいたというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、9 款消防費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10 款教育費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6 番（後藤勇典君） 予算書の227ページです。これ地域ゆかりの偉人マンガ作成委託料220万円、それからマスコットキャラクターグッズ作成委託料約170万円というふうにあるのですけれども、こちらどういった内容のものなのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

地域ゆかりの偉人の漫画作成ということでございますが、これはB & G財団のほうから上限で200万円まで補助していただけるという事業でございまして、我々検討した中で有田八郎さんがいいのではないかとということで、有田八郎さんの伝記を漫画にして子供たちや地域の人たちにこういう偉人が佐渡にいるというようなことの学習に使っていきたいということで検討させていただきました。この漫画描いていただく方については、佐渡出身の漫画家で月刊りぼんという漫画で連載中の佐和田米さんが描いていただけるということで承諾を受けたので、この事業を実施していくというものでございます。

それともう一つ、キャラクターグッズ作成委託料の件ですが、これは博物館のノベルティーをつくりたいということで、博物館に若い方がなかなか来てくれない。内容の問題等もございまして、来てもらうためにそういうノベルティーをつくるということで、これについても佐渡出身の漫画家で今週刊ヤングジャンプのほうで連載をしております赤坂アカさんという方から無償で博物館をイメージしたキャラクターを描いていただくということで約束をいただきました。そして、それを使ってグッズをつくって、そして島内の博物館、資料館等を回った方にノベルティーとして渡したいということで、これについては博物館の集客も狙ってお願いをしておる事業でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6 番（後藤勇典君） 偉人漫画のほうなのですけれども、こちら非常にいい事業だなというふうに思うのですが、その漫画をつくった後の活用方法、以前それこそ文化財団で紙芝居つくって保育園のほうに渡すとか何かあったのですけれども、つくるのはいいのです。つくった後の活用方法について、やっぱりせっかくこういった形でいいものをつくられると思いますので、活用方法について説明もお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） 説明いたします。

これについては学校図書室、図書館等におきまして子供たちのほうに読んでいただくというようなことで現状考えておりますし、県外のほうの図書館等にも出していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 山田伸之君。

○12番（山田伸之君） 227ページの佐渡文化財団運営費補助金ということで予算計上されておりますが、これまでの説明ですと、今年度文化財団の在り方について協議を進めているという説明まではお聞きをしているのですが、予算が計上されているということで、来年度この文化財団を存続させていくのか、そのまず結論部分をお聞かせいただきたいと思います。存続させるということであれば、どのような形になるのか含めて説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今回予算に上げさせてもらいましたのは、存続するという方向で上げさせていただきました。12月に在り方検討会のほうから答申がございました。その中では、身の丈に合った形の中で、大風呂敷を広げる中でしっかりとしたことをやってきなさいということでありましたが、その後副市長、教育長をヘッドとして、我々関係課長とその内容について精査をいたしました。方向的にはその答申に沿った形で我々今考えております。皆さんへの説明が遅くて申し訳ないのですが、今最終のまとめをしております。この後教育委員会に説明して、そして遅くなってしまっているのですけれども、この後総務文教常任委員会で内容をしっかり説明して、その後また議員全員協議会とか、そういうところで説明が必要になってくるかとは思いますが、説明していきたいというふうに思いますので、すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今の文化財団の件は、それ間違いですよ。当初予算で教育委員会も経ていないで予算計上しているの。もともと大きな問題で、二、三日前ではないですか。監査の指摘について全部不適切でした、不適切でしたという改善計画出たわけではないか、ホームページ上に。我々のところに来ていない。文化財団を駄目だと私どもは言うつもりはないのだ。当初から議会は駄目とは言っていないのです。あの当時の予算の使い方ややり方、運営が非常に問題があると言った。これを変えて、本当に地元で十分頑張っている方々に寄与できる文化財団つくるべきだ。この間検討したというのだったら、本来でいうならここについては施政方針でもっと詳しく出す必要がある。今のあなたの話だとこれから教育委員会に説明するという。教育委員会が駄目と言ったたらどうするのですか。でも、議会に出してくる。予算計上するには、もちろん先ほどの子供のあれではないけれども、素案があって協議しながらというのものもあるけれども、これはこの間大きく問題になった問題をそのような扱い方で予算計上すべきでは私はないと思います。これ遅いのだ、さっきの組織の総務課長のあれも同じだけれども、やっぱりもっと早めに協議を進めるべきだと思う。違いますか。それが1点。

もう一点。ページ数でいいますと217ページ、部活動支援事業の関係です。市長もこの間、今日の施政

方針や行政報告でも言っていました、子供たちは本当にスポーツや文化で頑張ってくれる。過去の市政でいうと、この部活の遠征費補助というのはざっくり切っているという流れだったのですが、今後ポストコロナ、ウィズコロナになるのかもよく分かりませんが、これどういうふうに見直してみたのか、市長定例記者会見でも言っていたようだけれども、どういうふうに見直したか。目玉事業の一つともなるので、部活だけではなくて、今回の地域クラブや、あるいは文化も含めてどういう見直しされたのか、予算措置だから市長部局だと思うのだけれども、その辺どうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今ちょっと順序が、遅くなって申し訳ないとは今言いようはありませんが、我々の中では大分細かく検討しております。そして、この後になりますけれども、教育委員会のほうに説明をして、しっかりしたものを委員会までにしっかり説明したいと思っておりますので、すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

議員ご指摘の場所は207ページでしょうか。

〔「207ページです」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） 207ページの文化・体育活動費支援事業につきましては、昨年までも含めて例年やっております中学校の部活動の大会出場に関する補助金等でございます。こちらにつきましては、今年のところは例年どおりの予算計上を考えております。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

子供たちの遠征、大会等の補助的なものということで、我々社会教育課のほうで新規でジュニアスポーツクラブの遠征費補助金ということで、現状今75団体ありますので、新潟へ渡る船賃程度ではございますが、今回支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 社会教育でそっち、今社会教育課長の言った補助については今までが議会もここまですべて基準が曖昧過ぎやしませんかと、その都度その都度はやめませんか、一つの基本つくりませんかと言って、それができたのだろうというふうに思っているのだけれども、それを聞いたの。基本は何かということ聞いたの。

それと、もう一つは文化財団の関係だけれども、まず所管が、責任を持つのは教育委員会が持つのですよ。教育委員会がまだやっていないのに予算も出してきた。すみません、申し訳なかったですって、この文化財団が不適切だったというのと同じではないですか。駄目ですって。おかしくないか。おかしいでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） 申し訳ありません。我々進めてきたのですが、予算等の入力等の関係もございまして、方向性の中で、ぎりぎりの中で予算を上げてしまったものですから、教育委員会のところに説明する時間が遅くなっているというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） いやいや、駄目だって、そんなの。時間の関係で教育委員会に諮りませんでした、そんな話通りますか。あなた方の社会教育の事業を管理しているのは教育委員会なのですよ、痩せても枯れても。財政課の予算入力に間に合わなかったのが、市長査定やめましたなんて話ではないのだから。違うか。あなたそういうこと言っているのだよ。こんなものやれるわけがない。こんな、教育委員会をばかにしたような話です。教育委員会だってこのホームページに出たこれを見て、さあどうしようかというのものもあるのだから。在り方検討会とかなんとかで話した方向はあるのだから。これはおかしいから、もうちょっと整理させてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

予算の内容、予算については前回の定例会のほうで教育委員会のほうには説明をしております。今後詳しい内容については、説明不足等がありますが、教育委員会のほうにしっかり説明していきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 私もこの文化財団のことについては質問しようと思っていました。今までの補助金についてもあまりにも不適正なので、これは返還を求めるべきではないかということを議会では意見をつけていたぐらいなので、そこがまずどうなっていて、それはクリアしてここで改めて1,760万円出すのかというようなこと。

それから、209ページの、これ先ほども同じなのですけれども、例えば一番のセーフティーネット、子供たちにとっての。心の教育支援事業、これは主にいじめ問題対策とか防止なのですけれども、その相談員がやはり謝礼という不安定な、なぜこの一番大事なところが謝礼なのかと。単年度で相談員は切るという性格ではないと思うのです。この辺の議論がどうだったのでしょうか。2つお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん、一般質問でも文化財団お聞きになっていますよね。その辺はちょっと予算的なことだけ説明させていただきますので、その辺は具体的に一般質問に係るところは一般質問でやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

こちらの相談員につきましては、不登校訪問指導員の謝礼になっております。その他の相談員のものにつきましては、会計年度任用職員として別の人件費として盛ってありますので、そういった対応を取らせ

ていただいております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 一般質問でやることと今ここで、ほかの市民の皆さんも聞いているところでやるものとは私は別だと思っていますので、きちんと答弁していただきたいと思います。この文化財団については、もうお金出す必要ないというのが多くの市民感情で、ここまでやってきて、これがうまくいったという評価があって初めて起案がどんどん、どんどん進んでいくのだと思うのです。これは、市民感情の逆を教育委員会はやっているのです、私は教育長がきちんとここで説明するべきで、課長が答えるようなことではないと思います。教育委員会として教育長のご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さんに申し上げますが、一般質問で今のことは通告してありますので、そのことについては一般質問でお願いしたいということで、今回、本日本会議はこれ予算ですので、その辺のことを聞いていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

最後です。どうぞ。荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） では、それは一般質問で教育長はしっかりご答弁いただけるということで、お願いしたいと思いますが、相談員の謝礼というこのくくりというのは、私はちょっともう考え方として違うのではないかと思うのですけれども、なぜ相談員の謝礼という不安定な立場で子供たちの大事なところを担わせるのでしょうか。いろいろ企業支援とか佐渡市考えていますけれども、仕事がないと言われるのは、資格を持って佐渡に帰ってきてても、それがそれに見合った謝礼にならない、お金、収入にならない。194万円、そういう考え方は、私はやっぱり謝礼の範疇からはこの予算出なくていいと言っているように聞こえるのです。謝礼という考え方、どういうことでこのような積算なのでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

先ほどの説明、若干不足した部分があって申し訳ございませんでした。この不登校訪問指導員につきましては、一月に4回まで1日6,300円で12か月分を盛っておるのですが、この方々につきましては訪問先もばらばらで、かつその回数も大体4回ぐらいというふうにはしておるのですが、多い方、少ない方おられます。その中で行っていただいている、行った分だけお願いしてやっていただいているという関係がありまして、謝礼という形で処理させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど、今ほどの予算の中で、社会教育課長は教育委員会には十分審査でもないけれども、通していなくて予算計上したような言い方がございました。これは、組織原則としてあってはならないことだと思うので、議長のほうでこの間の経過をしっかりと精査をして、議員に分かるようにしていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 後日確認し、また報告をさせていただきます。

議案第35号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 佐渡市の場合は、これが仮算定ということになるのだと思うのですが、市長もちろっと言いましたが、要は納付金に合わせてやると。11月時点での県の納付金の全県の状況を見ると、佐渡市の場合は伸び率が全部三角、三角、三角になっているから、今年度も引き下がるのかなというふうに思うのですが、その辺はどうですか。税の確定を受けて、また6月の本算定になると思うのですが、状況を教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

議員今おっしゃられるように、実際には6月の本算定の際に数字が確定することとなりますけれども、現状で県からの納付金が昨年に比べて1億円ほど減っているという現状で、あらあらで計算をしましたところ、1人当たりの保険税額は今のところ9万3,000円ぐらいと計算をしております。今年度の本算定の際の1人当たりの金額が8万円ほどでしたので、現状で単純に計算した場合は9万3,000円ぐらいになるということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あらあらと言うけれども、納付金の額は決まったでしょう。11月の時点で12月にならないと決まらないという県の連合のあれでしたが、他県は出ているようだけれども、新潟県の場合はまだ正確なのは出ていないのだけれども、今言ったように下がっているのだけれども、納付金の額はもう決まった。あとは、残りはどういう割り返し方をするかという問題だというふうに思うのですが、違うのかと。今、国会で来年度に向けて国保の大きな大改正がなされようとしていますよね。全県一本化の保険税という。つまり国保のばらつきは認めないみたいな話も今出ているわけで、その辺の影響はどうか教えてください。

もう一つは21ページ、先ほども取り上げましたが、傷病手当の関係です。これは、コロナ対策ということでのせてあるのだけれども、傷病手当そのものはもう31日で終わるのではないのですか。それはどういうことでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

まず、全県での一本化ということにつきましては、そちらのほう平成30年度の新制度になりましてから課題の一つとされておりますが、今すぐにどうこうということはないかと思えます。

それから、傷病手当金につきましては、先日事務連絡、国のほうから通知がございまして、6月末まで延長ということでございましたので、こちらのほうも新年度のほうに上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 当初予算なので、市長にお伺いしておきたいと思えます。国保の減免の、先ほどコロナ減免も31日でなくなる、傷病手当については延びるとは言ったのだけれども、やっぱり一定のコロナの影響があってすぐ立ち直れないということであると、介護保険料も据え置いているし、最低でもこの国民健康保険もやっぱり負担割合高くて滞納世帯も多いわけだから、据え置く方向で私考える、最低でも据え置く。本来ならば引き下げればいいのだけれども、ここで考えるべきだと思うのだが、市長はどのように考えているのか、考えだけお伺いしておきたい。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） このコロナ禍の状況、特に来年度1年、やはりまだコロナの影響は残るだろうという見込みですので、やはりできるだけ上げないということは必要だと考えております。その中で、やはり財源の確保と基金の状況を踏まえて対応していくということになりますので、そういう観点からも本算定のほうに進めていくということで考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど国保で市長が基金やいろいろな状況を見ながらということをしたので、介護保険も聞いておきますが、介護保険はこの3年間の中で上げないということで全県的に、全国的に上がる中で頑張っているのかなと。そうはいつでも給付を抑えれば同じことなので、介護給付準備基金が3億円ぐらい私あったというふうに思うのですが、国は行政指導的とか何かであまり使うなどは言うのだけ

ども、保険税の低減にも使えるというのが法の建前になっているのだけれども、幾らぐらいありますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

介護給付準備基金につきましては、令和2年度末の見込み残高が3億870万6,000円。今回介護保険料を算定した額が標準月額6,400円と算定しましたが、この基金を1億8,000万円取り崩しまして、前期と同様の6,200円という保険料を設定させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 令和3年度佐渡市小水力発電特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

議案第42号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第42号についての質疑を終結いたします。

議案第43号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

議案第44号 令和3年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 真野財産区だけではなくて、全体に聞いてもよかったのですけれども、この財産区というのを佐渡市が来年度どのように考えてこのように予算計上しているのかご説明お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部防災管財課長。

○防災管財課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

財産区で保有しているもの、主に山林でございます。佐渡市の山林でございますので、そちらについてはちゃんと適切に管理していきたいと思っております。造林保育、そういった事業を主にやっていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 主に山林ということですが、これが市のものと言い切ってもいいのでしょうか。今まで決算審査のときに再三この財産区は解消するよという意見をつけてきました。市のものだから、これからもずっとこれを大事にしていくと、そういうご説明と理解してよろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部防災管財課長。

○防災管財課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

旧市町村で保有していたもの、それが合併した際にこちらについてはこの財産区で管理しますという形で、自治法上の制度でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 令和3年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 令和3年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 令和3年度佐渡市下水道事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第47号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第8 令和2年請願第11号、令和2年陳情第13号、陳情第1号

○議長（佐藤 孝君） 日程第8、令和2年請願第11号及び令和2年陳情第13号、陳情第1号についてを一括議題といたします。

令和2年請願第11号及び令和2年陳情第13号、陳情第1号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月5日午前10時から代表質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 6時33分 散会